

1. 議 事 日 程（4 日 目）

（令和元年那智勝浦町議会第3回定例会）

令和元年9月12日

9時29分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第69号	消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………	171
日程第2	議案第70号	那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例……………	174
日程第3	議案第71号	那智勝浦町税条例の一部を改正する条例……………	185
日程第4	議案第72号	那智勝浦町国民健康保険基金設置条例……………	187
日程第5	議案第73号	那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	189
日程第6	議案第74号	那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例……………	192
日程第7	議案第75号	那智勝浦町短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	193
日程第8	議案第76号	那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例……………	194
日程第9	議案第77号	那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例……………	196
日程第10	議案第78号	那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例……………	197
日程第11	議案第79号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について……………	198
日程第12	議案第80号	損害賠償の額の決定について……………	200
日程第13	議案第81号	令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）……………	202
日程第14	議案第82号	令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	231
日程第15	議案第83号	令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）……………	233
日程第16	議案第84号	令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）……………	235
日程第17	議案第85号	令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）……………	236
日程第18	議案第86号	財産の無償譲渡について……………	238
日程第19	議案第87号	財産の無償貸付について……………	239
日程第20	議案第88号	教育委員会委員の任命について……………	242
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について……………	243
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について……………	243
日程第23	諮問第3号	人権擁護委員の推薦について……………	243

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	城本和男	2番	東信介
3番	曾根和仁	4番	荒尾典男
5番	藤社和美	6番	金嶋弘幸
7番	引地稔治	8番	左近誠
9番	加藤康高	10番	中岩和子
11番	森本隆夫	12番	亀井二三男

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(16名)

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
教育長	岡田秀洋	消防長	湯川辰也
総務課長	塩崎圭祐	教育次長	寺本尚史
会計管理者	西真宏	病院事務長	下康之
税務課長	三隅祐治	住民課長	田中逸雄
福祉課長	榎本直子	観光企画課長	吉田明弘
農林水産課長	在仲靖二	建設課長	楠本定
水道課長	村上茂	総務課副課長	仲紀彦

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事務局長	網野宏行
事務局主任	青木徳之
事務局副主査	北郡克至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時29分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第69号 消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第1、議案第69号消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第69号について御説明申し上げます。

[議案第69号朗読]

次のページをお願いいたします。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等が施行され、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることから、本町の関係する条例について一括して改正するため、本条例の制定をお願いするものでございます。

お手元の議案第69号消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例関係資料をごらん願います。

説明はこちらの資料のほうでさせていただきます。

右側が改正前で、左側が改正後となっており、下線を引いた部分が改正する箇所でございます。

まず、第1条関係として、勝浦商港地区埋立地使用条例の一部改正としてございます。

勝浦商港地区埋め立ての使用料につきましては、改正前条例第4条第2項で別表に定める金額に「100分の100」を乗じて得た金額としてございますが、これを「100分の110」に改めるものでございます。

このページ次の那智勝浦町フェリーターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）から6ページ上の那智勝浦町下水道条例の一部改正（第11条関係）までにつきましては、第1条の改正と同様、それぞれの条文中の「100分の108」を「100分の110」と改めるものでございます。

6 ページ、下の欄でございます。

那智勝浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正（第12条関係）でございますが、条例第17条に申請手数料等の金額を税込み価格で表示しておりますが、改正前の「3万2,400円」を「3万3,000円」に、「1万6,200円」を「1万6,500円」に、それぞれ税率の2%の上昇分を加算した金額に改めるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

那智勝浦町那智駅交流センターの設置及び管理に関する条例（第13条関係）でございますが、別表の区分が電気自動車急速充電器利用料の金額の欄中、「540円」を「550円」に改めます。

そして、備考として、温泉施設利用料及び電気自動車急速充電器利用料は、「消費税及び地方消費税を含む」という文言を追加するものでございます。

このページ下の第14条の那智勝浦町円満地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましても、別表で定めるコテージを初め、各区分に係る利用料をそれぞれ改めるものでございます。

また、備考として、「利用料は消費税法及び地方消費税法を含む」と明記するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

那智勝浦町建設残土処理場に関する条例につきましても、別表の金額を改め、備考といたしまして「利用料は消費税及び地方消費税を含む」と明記するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

那智勝浦町立温泉病院の使用料及び手数料条例でございます。

9 ページから11ページにかけて、別表第1、別表第3、別表第4と、それぞれ別表の金額を改めるものでございます。

12 ページをお願いいたします。

那智勝浦町勝浦シーハウス熊野灘の設置及び管理に関する条例の一部改正（第17条関係）及び那智勝浦町製氷貯氷施設の設置及び管理に関する条例の一部改正（第18条関係）につきましては、「消費税」という文言を「消費税、地方消費税」、「消費税及び地方消費税」と正確な文言に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書のほうをお願いいたします。

最後のページをごらん願います。

附則といたしまして、第1項は施行期日を、第2項は改正後の条例の施行に当たっての経過措置を定めてございます。

汚水処理、下水などの検針により料金が計算されるものにつきましては、改正後の条例の規定にかかわらず、令和元年11月30日までの間に初めて使用料または料金が確定されるもの限り、改正前の税率を適用するというものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 今回、消費税が改正されるということで関係条例の整備ということだと思  
うんですけども、今、条例で税込みとされている分でここに上がってきてないものというの  
はあるのかないのか。条例として改正がなかったらこの中では上がってこないんですけども、と  
いうことは実質値下げになってきていると、そういうのまで調べてあるのかどうか。

それと、ちょっと教えていただきたいんですけど、水産加工施設、体験施設とか漁港のにぎ  
わい市場とか消費税に関することは特に関係ないのかと思いますけども、一度このあたりを教  
えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 改正するものと改正しないものとの差というようなことでございま  
す。

本来、適正に転嫁するために改めるというのが本旨でございますが、今回、各課にわたり  
ますそれぞれの条例について一括して総務課で取りまとめして改正するものでございます。基  
本的には、消費税法へ転嫁されることによって町の財政負担が増加するというのも考える必  
要がございます。しかし、内税表記のものにつきましては、議員おっしゃるとおりもうけを目  
減りさせることで対応することは可能でございます。ここに上がっていない、例えば町営バス  
条例等につきましては、基本的には利用料だけで事業を賄うというようなことは想定してござ  
いませぬ。福祉サービスの事業というような見方もございます。また、100円、150円という  
単価での制定でもございます。当然、料金の中に1円単位のものを含めるということもちょっ  
と無理がございますので、そのような関係で料金を今回改正をしていない分というのはござい  
ます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第70号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第2、議案第70号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第70号について御説明申し上げます。

〔議案第70号朗読〕

今回の条例改正につきましては、第2回定例会において補正予算の御承認をいただいております町営バス勝浦線並びに宇久井線について、10月からの運行開始予定に当たり利用料金等の関係規定を設けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

勝浦線を別表第5として、宇久井線を別表第6として規定するため、それぞれの関係規定において整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。

この別表と関係資料といたしまして路線図を配付させていただいておりますので、そちらをあわせてごらん願います。

まず、関係資料1枚目、勝浦線路線図と別表第5、勝浦線料金表をごらん願います。

路線図につきましては、図面上、青く示している線が路線、そして薄い水色の部分がフリー乗降区間となっております。黄色の四角で囲んだ1から16の番号が、別表に記載してございます停留所でございます。1番の天満中村から2番、Aコープ裏を通り、汐入橋を渡り、臨海線の県道那智山勝浦線へ入り、3番、那智の浜、そして町道へ入り、北浜へ向け、大勝浦方面へ入り、大勝浦地区を回って11番、栈橋前を通り、12番、勝浦駅、そして13番の役場、勝浦港線を通り、国道へ出まして、最終の町立温泉病院へ向かい、これを折り返すものでございます。この経路を1日5往復運行し、紀伊勝浦駅における熊野交通路線バスやJRへの乗り継ぎを考慮し、時刻表を設定、地域内外への移動機会を確保するものでございます。料金につきましては、一律150円としてございます。

続きまして、資料の2ページと別表第6をごらん願います。

1番の宇久井駅から国道42号線を通り、2番の港口、そしてニュータウンへ入り、ニュータウン入り口を初め、団地内に設けております6カ所の停留所を回り、12番の自動車学校前を通

り、13番の高津気区民会館まで向かいます。そして、高津気区民会館を折り返して高津気踏切を越えて国道42号線へ出て、14番、宇久井駅へ戻ります。そして、今度は国道42号を新宮方面へ向かい、出見世踏切のところ、横断歩道を越えたところで右折し、町道延命寺線に入ります。そこで、15番、町道出見世停留所を設置する予定でございます。そして、宇久井漁港のほうに入りまして、16番、中芝、17番、里に入って、町道宇久井湊線を通して国道に出まして、21番、宇久井駅に戻るものでございます。この路線を1日3周運行しまして、宇久井駅において熊野交通路線バスやJRへの乗り継ぎに御利用いただくよう時刻表を設定したものでございます。料金につきましては、一律100円としてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 以前から私どもがお願いしておる公平公正な町内の行政ということで、これで町内ほぼ全域がバスが走るということになったと思っておりますが、ちょっとお聞かせください。

勝浦線につきましては、天満中村から町立温泉病院までの間、折り返し5往復ですね。そうならこれでも十分ええと思うんですけど、ただ宇久井の場合、今、課長説明のとおり1日3周ですよ。これ、8の字になって動くんで3周という説明であったと思うんですけども、浦神下里線も5便ありますわね。そうしたら、宇久井の場合、3便というところの設定の理由。それと、3周、1周ということは片道路線ですわね。これ、逆周りの方向性がとれないかということ。それから、前にも予算のときに説明ありましたが、この勝浦線と宇久井線で1台のバスで運行するということになります。そうなったときに、勝浦線を走って1往復して、それから宇久井へ来てまた1周する、その所要時間がどれぐらいになるのか。それと、時刻表がある中で、そういった中では宇久井については熊野交通の勝浦に向いてくる路線、それからJR路線、その接続はできるのか。そういうような点をお聞かせください。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、宇久井線の今回の便数でございますが、勝浦線が5往復、そして宇久井線が3周となっております。なぜ3便かというところでございます。今回のバス路線につきましては、議員おっしゃいますとおり1台のバスと1つの契約ということでバスの運行を考えてございます。勝浦線と宇久井線をセットとして1台のバスで運行するということが計画してございます。そのような中で、どうしても運行形態から勝浦線が5便、そして宇久井線が3便というような形でとらせていただいた次第でございます。

あと、今回、宇久井駅を中心に、JR、それから熊野交通のバス、乗り継ぎ時間帯にあわせていろいろ時刻表等は設定してございます。そのような関係から、あくまで宇久井駅からの乗り継ぎということを中心といたしましてこのような路線形態をつくってございます。そのような関係で、周回ということで実施しておるところでございます。

以上でございます。

〔12番亀井二三男君「時間帯は」と呼ぶ〕

済みません、1台のバスで時間でございますが、勝浦線につきましては片道が約20分でございます。20分をかけて往復するような形になってございます。それから、そのバスが時間設定では約15分から30分をかけて宇久井駅に向かうような形になってございます。今度は宇久井駅でございますが、宇久井駅につきましてはその周回に係る時間といたしまして約30分というような設定で運行する予定としてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今、課長の中で、勝浦5往復、宇久井3周の運行形態のためという、これ、どういう意味かちょっと僕も理解しにくいんですけど、今言うた勝浦から宇久井へ行く一つのルートとして考えるならば、宇久井の5便でも今の時間帯からいうたら1時間半あったらこれ1回できると思うんですよ。それで一つのルートとして考えたら行けるんじゃないかなと思います。

それと、以前にも言いましたけども、宇久井、ニュータウンとか宇久井地区から町立温泉病院へ行くのにどうしたらいいんなどという説明を求めたときに、宇久井から熊野交通のバスとか電車で来て勝浦駅でおりてほしいよと、それからまた町の太田線や色川線に乗って行ってほしいよということになったら、そこで乗りかえてあそこで待つ、雨降りになったらどうなということの前に言いましたね。そうなったときに、この宇久井のニュータウンの方々とか、非常に高齢者がこのごろふえてきております。その中で、宇久井にも個人医療機関、個人の病院が1件あります。また、介護老人ホームが2件あります。そういった中で、ニュータウンからもし宇久井の個人病院へ来た場合、この1周ということで逆回りにせなんだら、今度はその町立は病院遠いからこっちへ来るよということであら、受診して診療を受けてしやったら帰るときにどうなるんですか。一方通行で、1周でしたら今度は帰る便がない。ニュータウンへ帰る方法がないんですよ。例えば、僕ところが17番のほうでニュータウンへ行こうと思うたら行く便がないんですよ、幾らバスが走ってあっても。宇久井の駅で終点と。これ、始発が宇久井の駅から始発して、最終の終点が宇久井の駅で終わるさかいそれでええわという考えだと思っんですけど、逆回りも考えてもらわなんだら、その目的地へ行って今度は帰りが帰ってこれんというようなことが起きると思うんですよ。でなければ、ニュータウンの方が、宇久井の病院が一番端のほうになりますけど、そこへ来て診察を受けても今度は帰る便がないというような形がありますんで、これを往復とも1日に、1周回ってすぐまた逆回りしてくれとは言いませんけども、その中の3便というんやなしに、もっと勝浦と同じ、みんな町内の中で下里も浦神線とも同じように、この4回なりで2回が1つの方向、あと2回は逆方向というような形の中で考えられないか。その辺はいかがですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、宇久井線の3便ということでございます。

こちらにつきましては先ほどと同じような答弁になるんですが、今回、勝浦線と宇久井線、セットということで、1台のバスで1つの契約で進めていくこととしてございます。ただ、財政的な事情もございます。時間的な制約の中で、今回、勝浦線5便、宇久井線3便ということで設定した次第でございます。

また、今回の宇久井線の行路でございますが、宇久井駅から電車、バス等により勝浦方面、新宮方面へ移動できるように宇久井駅を中心として今回設定いたしました。議員おっしゃるとおり、確かに宇久井地内での移動という点においては不便が生じるような点もございますが、今回、車両1台での両路線の行路、運行を予定してございます。時間的なもの、それから運行管理上において制約があるものでございます。今回におきましては、このような形で進めさせていただきたいというふうに考えてございます。御理解のほどをよろしく願います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） こういった、もう実際10月から走らすということになると、地元の区は恐らく了解してもらっていると理解しております。ただし、高齢者の方々は非常にありがたがっておるのは実際ありますんで、今後これを運行したときにいろいろな意見が出てくる可能性があります。そういったことも踏まえながら、今後の一つの区とかそういうのが了解を得たのがこれやというのではなしに、それで財政的にも難しいというのは、そうしたら宇久井はもう3周でええんやと言うんですか。それは違うと思うんですよ。皆さん町内一円、一律した公平な運行計画にしてもらおうのが当然やと思います。財政が厳しいさかい宇久井は3便やというんじゃなしに、やっぱり十分考えていっていただきたい。

それから、その便が多いにこしたことはないのは利用者のほうだと思います。ですから、宇久井3便やということになったら、宇久井の地区でも区でもええよってなるかもわからんけども、十分考えた中で、そうしたら浦神は5便やよ、勝浦は5便やよというた上での3便でええよという了解か、ただただ3便でええよと、3便やよと説明して、そしてそれでええよという地区の了解なのか。十分そこら辺も考えていただきたい。

それから、今後そういった、今言うたような不便さが出てきたときに、一応利用者の方々の利便性も考えた中で意見が出てきたときに、また地区から、また区からのそういうものが出てきたときには十分改正できるような考えを踏まえて今後取り組んでいっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回の路線等につきましては、関係区長さん方と協議を重ねてまいりましたが、議員おっしゃるとおり、3便ありきというような点で協議してございますので、確かにその点は否めない点があるのかなというふうに考えてございます。今後、議員おっしゃいますとおり、利用状況等を確認しつつ利用者の方々の御意見、御要望等を参考にしながら、より利便性の高い公共交通となるように取り組んでいきたいというふうに考えております。また、今後の状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） この料金の設定に当たり、一言提案したいんですよ。ということは、私この間、ある新聞を見ましたら、大阪府の人口3万ちょっとの町なんですけども、この町営バスで無料の方がおられると、こういうことです。ということは、70歳以上の方で免許証を自主返納した方に5年間この町営バスを無料で利用くださいと、こういう文言があったわけです。それで、うちもこういうふうな免除条項を1回御検討いただけないかと、こういうふう思うわけです。というのは、僕もこの間、免許証の書きかえ、前の認知症のテストに行ってきたんですけども、これも年長的にクリアせないかんところなんですけども、そういうことを含めて免許証を持っている自身が返納する、自主返納するということは大変なことやと思うし、そして高齢者の交通事故というものはこれから我々としても避けていかなければならないということでもありますけども、そういうことを考えてこのような免除制度を一度御検討していただきたいと、かように思うわけなんですけども、御検討のほどをお願いします。御返事をお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 申しわけございません。失礼いたしました。

免許返納者等の方々、もしくは70歳以上の高齢者の方々というようなことに対して、料金の無料化ということでございます。

今回、勝浦線、宇久井線が通ることで、従前の色川、当然下里太田線とあったものでございますが、ほぼ当初目標にしていた部分というのはクリアできたのかなというふうには考えてございます。そのような意味から、町営バスのある一定の方について無料化するということは考えてもいいのかなというふうに考えてございます。ただ、当然民間バス、それから電車等の関係もございますので、その辺もまとめまして一度検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） ほかの民間の運送会社と、これはうちの町独自のものですから、この免除条件をクリアするのはいささか文句はないと思うんですよ。それで、本人が自主返納、こういうふうな条件をクリアしてやるんですから、町内バスを無料にするのは御褒美というんですか、そういうものをしてあげんといかんとは私は思うんですよ。そして、今、僕も含めてですけども、高齢者の交通事故はすごく多くなりましたし、これをやりますと大変なことになるろうかと思えます。ですから、福祉乗車券の提供もありますけども、あれは非課税の対象者だけであって、今後、我々が本当に町内をめぐるときにこういうふうな免除を考えてぜひ実施していただきたいと、かように思いますけども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃいます大阪府内の団体、もしくは他の市町村等、参考にいたしまして一度検討させていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 済みません、聞きやうてすばらしい提案やなと思いましたので、ぜひとも町長の意見を直接お聞きしたいと思しますので、お願いします。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 高齢者とかあるいは免許返納者の方々に対する免除をというようなこと
でございます。

今後、ますます那智勝浦町というのは高齢者の方がどんどんふえる予定でございます。そんな中で、いろんな角度から高齢者に対する福祉、そういった施策が必要だと思います。その中で、その一つがバスの免除であったりというようなことになるとは思います、免許の返納と交通事故の関係というのがエビデンス、必ず事故につながる、高齢者が事故をするということではなくて、いつまでも元気で、車で移動をすることによって介護につながらないとかそういう効果もある中で、いろんな角度から検討していきたいと思っています。当然、那智勝浦町での交通事故をなくす、それは高齢者だから多いということじゃなくて、もともとパイが大きいものですからそういう可能性が高いと思しますので、そんなことの交通事故も含めて、また高齢者の福祉も含めていろんな角度から検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔7番引地稔治君「ありがとうございました」と呼ぶ〕

○議長（荒尾典男君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 町長、これは免許証を持った人が自主返納をするんですよ。そのための御褒美なんですよ。そして、別に金銭でこうやってして何するんじゃないんです。運営する中から同じように乗せていただいて、そしてそんな方には無料にしてあげるよと、こういうことなんです。御褒美なんですよ。ですから、そんなにいろいろなことを考える必要はないと。70からなって自主返納するんですから、そのための御褒美として。これは何らうちとして、このバスは満員やからそんなんしたらあかんよというんだったら別ですけども、そんなにこの人らに御褒美として無料提供させても僕は利用は簡単にできるんじゃないかこう思いますよ。もう一遍御答弁いただけます。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 議員おっしゃる意味合いも十分理解できます。御褒美ということもあるかもしれませんが、高齢者の移動手段の確保、それがより移動をしやすいような方向を考えるべきではないかなと思っておりますので、そういう中では一つ料金の免除とかという方法もあるのではないかなというふうに考えますので、当然後ろ向きではなくて、私は高齢者の移動の確保を最優先に考える、そういった意味合いでいろいろな角度から検討したいと。その中で、やはり高齢者の方々が事故が多いから、自主的に返納される方につきましてもその方々

の移動手段を確保すると、そういう観点でいろいろな角度から検討していきたい。もちろん前向きなんですけれど、検討したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 今回の町営バスの新たな運行なんですけども、まずちょっと1つ気になったのは、天満の中村から発車になっているんですけども、その原因も薄々わかるんですけども、那智の郷からはできないんでしょうか、これは必ず要望はあると思うんですが。

今回の宇久井、勝浦線の町営バスの新たな運行が始まりまして、これまでのバス路線の確保とか維持ということから新たに移動の困難者の方の生活の足の確保という段階、コミュニティーの再編の段階に入ってきたと思うんですけども、今回のこのバスの路線の編成、細かく担当者の方は詰められているんですけども、これについて何か外部の意見とかそういうふうなことをされたんでしょうか。私ちょっとこのいきさつがわかっておりませんので、よその町では公共交通の再編について計画の検討委員会とか大学の先生とかコンサルを入れたりして地域の方々と一緒になってどういう路線をつくるのか、これは町内、今度は全体の話になるんですね。これで終わるのか、まだまだやるのか。新たな段階に入ってきていますので、どうするかということ、どういう基準で路線を決めているのかというふうなことまでちょっとお伺いしたいなと思っております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、今回の路線の計画についてでございますが、勝浦、それから天満地内、勝浦線につきましては勝浦地区の区長さん方、それから天満、朝日地区の区長さん方と路線について協議しながら進めてまいりました。ただ、当然、かなり以前から協議を進めたことでございます。路線の確定につきましては、当初予定したものとは違った形のものとなっております。この点につきましても、勝浦地区の区長さん方、那智地区の区長さん方には御了承した上で今回お願いしているものでございます。また、地域公共交通会議におきまして、この辺につきましても当然承認を得ているものではございます。議員おっしゃるとおり、移動困難者の方々の動く足となるような形ということを求めて、今回路線を制定したいというふうに考えてございます。

あと、まず天満中村地区からの発車ということでございます。その辺につきましても、当初、那智の郷地区の区長さん方ともお話ししたという経緯は確かにございます。今回につきましては、先ほどの時間的な経緯、それから道路の形態等において、今回、天満中村地区からの発車ということで御理解いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 那智の郷の件につきましては、私は熊野交通の路線と競合するからかなと思ったんですけど、今のお話を聞いているとどうも違うみたいで、時間的にも那智の郷の上まで上がれということじゃないんですけども、下のほうから発で十分時間はとれるかなあと。進

路といいましても、何分も変わらないんじゃないかな。宇久井のコミュニティーの入り方を見てても、これだけ細かく入っていくんでしたらほかの地域もある程度確保できるような形で、なぜ那智の郷が抜けているのかがわからないんですね。ほかにもいろんなこういうお話が出てくると思うんですよね。細かく入れれば入るほど、そこの路線から外れたところは不平等になってしまうんですよね。そういう基準を、公共交通とはこういうものなんだ、これからの生活困難者、移動困難者の足を確保するというのはいくつかということなんだということ一度やはりみんなでも共有しないと。今の形だったら、地域の要望があるからやってるんだというふうな形で路線が決められているかな。そうじゃなしに、公共交通はこうあるべきなんだということ地域の方にもわかってもらって、どういう路線が適切なのかということもまず決めていかなければならないんじゃないかと思います。公共交通会議というのは、総務課長が言われる会議はあるんですけど、これは承認機関であって、そういう話も出るんですけども、やはり那智勝浦町として町営バスをどう運営していくかということもまず基本にやって、それからこの話が出てくるんじゃないかと。これからどうするのか。町営バスをまずはふやすつもりだと思うんですけども、そこらあたりをもう一度お願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 勝浦線の天満中村の件でございます。

議員おっしゃいますとおり、那智の郷地区のなぜというお話は民間の事業者の関係もございまして、今回、天満中村ということになった次第でございます。

あと、町全体の交通体系なりを考えるということでございます。

なかなか、本町といたしまして旧町村単位の広い面積を有してございます。町全体の交通を考えることは確かに必要でございます。今後、何らかの参考となるような点がございましたら、何かの折に触れて進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 下里路線についても、この間、私もちょっと1回乗って見たんですけども、活用されていることもあってすごくうれしい、交通の便がよくなって本当にありがたいというふうな御意見もいただいています。ですから、町営バスを走らせることはその地域のためにはなるんですけども、同時にそれ以外の方にとっては不平等な結果になりますので、そこらあたりもう一度その価値観を共有できるように、公共交通をこうやっていこうというふうなことを皆さんに理解してもらえよう形で進めていただきたいと思います。

それから、今回この町営バスを運行することによっていろんな声が上がってくると思います。今までは下里だけだったんですけども、今回勝浦、そして宇久井地区、広範囲に町営バスが走りますので、だったらここへ入れてもらえないの、ここの停留所をつくってもらえないのというふうな話がきくと出ると思うんですね。今回の那智の郷の発着っていうのもそうなんですけども、これはもし地元の方が要望すれば今後変更は可能ですか。そこらあたりちょっと確認したいんですけども。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃるとおり、町内広うございます。その中で、当然今回、勝浦線、宇久井線を引くことで不平等の部分というのが出てくるところもでございます。本町におきましては、JR、それから民間のバス事業者等もでございます。そういうような点を鑑みましても、不平等という点を見ますと、交通機関がない地区もしくはというようなところは当然出てまいろうかというふうに考えてございます。そのような点をなくすために、いろんな会議、それから町としての考え方ということでございますが、その点につきましては不平等を感じるというような地区から仮に要望があるというようなことでございます。その点について、都度協議していく、考えていく必要があるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 少し何点かちょっとお聞きしたいんですけども、この勝浦線が150円、宇久井線が100円、その料金設定の根拠、あと運行時間の営業時間、何時から何時、それと1台で勝浦と宇久井を運行するという話で、宇久井と勝浦間は一応空で移動するだけということなんでしょうか。その辺だけお願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず1点目、料金体系でございます。勝浦線と宇久井線の料金の件でございます。

まず、こちらにつきましては勝浦線におきましては民間の路線バスの関係がございまして、その点で150円、民間バスの運賃にあわせた料金設定となっております。

あと、時間でございますが、まず一番最初に考えてございますのは宇久井線を朝7時10分でございます。その後、その間に勝浦線、宇久井線を交互に走りまして、最後につきましては宇久井線が宇久井駅17時45分というようなことで想定してございます。

1台でということで、勝浦から宇久井への移動でございますが、その間は民間事業者がバス路線を持ってございますので、一旦、天満中村から町立温泉病院まで移動して、その折り返しで天満中村に戻ります。戻った後から、宇久井駅のほうに移動するというような形でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） その宇久井、勝浦間の移動にして、町営バスが空で移動しているのは住民の皆さんも見てわかってくると思うんで、それだったら民間の路線の時間帯とも上手にかぶらないようにすれば理解していただける部分もあるんじゃないかなと。それで、またその移動間の停留所ということですれば可能ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 民間路線との時間がかぶらなければというようなことでございますが、今回、民間バス路線と同じバスを町営バスが運行するという事は、民間バス会社のほうの御理解を得ることはできてございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 一応お願いはさせていただいているということでよろしいのでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） はい、何度も交渉いたしてございます。また、公共交通会議のメンバーの中にもこの会社の方は入ってございますので、都度協議しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかにございませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） ここに料金150円、100円とあるんですけど、福祉タクシー券、あちらもたしか100円つづりやったと思います。結局利用者も少ないということですが、このバスの料金に使うということの選択を町民にお任せすることはできないのでしょうか。タクシーに限らず、この町営バスにも使えるというようなことは考えられませんかでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉乗車券につきましては、バス、タクシーとも利用はできる設定になっております。町営バスにつきましても、使えるような方向で検討していく予定でございます。

訂正いたします。町営バスについても使えます。現在でも利用できます。申しわけございませんでした。

○議長（荒尾典男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 知りませんで済みませんでした。その場合、150円でしたら100円プラス50円という現金を出すような方向でも大丈夫ということですね。かしこまりました。

○議長（荒尾典男君） ほかにございませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） まず、運行されてから多分いろいろな問題が出てきて内容変更ということも出てくると思うんですけど、そういった場合はどういうふうな流れで変わっていくのか。最後に公共交通機関のところへ申請してやられるということやったんですけど、例えばその町営バスの路線区間のやつの中でもフリー区間と運行経路のフリー区間じゃない部分というのがあるんですけど、例えばうちは絶対町立病院までに入っているじゃないですか、宇久井は別ですけど。その場合、病人の方もおられるんで、フリー区間の検討とかというのもう一回検討せなあかんのかなと思うんですけど。その辺、もし変わるならどういう流れで変わっていくのかなということをお聞きしたいのと、多分資料、僕だけ違うんやと思うけど。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、議員のほうには資料訂正のほうが入っていないということでございます。訂正ということで、議員の皆様にお配りしたところでございます。2番議員さんのほうには大変失礼いたしました。後ほど正しいものをお渡しさせていただきます。申しわけございませんでした。

あと、当然、今回運行してみているいろいろな不便な点等が出てまいって、利用者の方々からいろんな御意見、それから御要望等が出てまいるかと思っております。そのような点につきまして、基本的には国土交通省のほうに認可申請してございますので、変更点があれば先ほど申しました地域公共交通会議を経て国土交通省のほうへ申請の変更届を出すというような形になります。

あともう一点、フリー区間の関係でございます。

フリー区間につきましては、強制的に法律としてどうこうということではないんですが、地元警察と協議して、その上で進めているところでございます。私どもといたしましても、できる限りフリー区間は多く設けたいというふうに考えてございます。ただ、当然その中では警察と協議の中でフリー区間にできない部分等も今回あたり出てまいってございます。その点で、警察当局の強制ということではないんですが、交通安全性の確保という点から警察当局と協議させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時31分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第71号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第3、議案第71号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第71号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法等の改正にあわせて那智勝浦町税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人の町民税の所得割非課税の対象者に単身児童扶養者を追加することや、10月より創設されます軽自動車税の環境性能割や種別割の特例等でございます。改正内容につきましては、関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいておりますが、関係資料では、表の左枠に今回の税条例改正条を、右枠に主な改正の概要を記載してございます。順を追って、新旧対照表とあわせて御説明させていただきますので、御参照いただきますようお願いいたします。

第1条の改正でございます。

第36条の2は、町民税の申告について、法律改正にあわせて申告書記載事項の簡素化のため第6項を追加し、前年において支払いを受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の町民税に関する申告書を提出するときは、その一部を一定の記載によることのできるものとするものです。

新旧対照表1ページのとおり、第6項を追加したことにより、改正前「6項」は改正後「7項」に、「7項」は「8項」に、「8項」は「9項」に改正されています。

第36条の3第1項は、参照先の法律の号ずれに対応するための改正でございます。

次に、第36条の3の2、第36条の3の3の改正に関連いたしまして、先に新旧対照表7ページ、第24条の改正をごらんください。

個人の町民税の非課税の範囲で、町民税の所得割の非課税の対象は、右の欄、改正前は「障害者、未成年者、寡婦又は寡夫」となっておりますが、これが左の欄、改正後では「単身児童扶養者」が追加されることとなっております。単身児童扶養者とは、婚姻関係に関係なく児童を扶養している単身者でございます。関係資料には、単身児童扶養者の要件を記載してございます。

戻りまして、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定の改正及び第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規

定の改正は、給与所得者及び年金受給者の扶養親族申告書の記載事項に単身児童扶養者の規定の記載事項を追加するものでございます。

次の第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料について法律改正にあわせて改正するもので、第36条の2の改正に伴う規定の整備を行うものです。

その次からは、軽自動車税に関する改正が続きます。軽自動車税につきましては、平成29年第1回定例会におきまして、税制改正により令和元年10月1日から県税である軽自動車の自動車取得税が廃止され、それにかわり軽自動車税の環境性能割が導入されることに伴い、現行の「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に名称変更し、軽自動車税の中身が環境性能割と種別割との2本立てになる旨、議決をいただいているところでございます。環境性能割の税率に関しましては、燃費性能等に応じ基本の税率が定められているところでございますが、以下で説明させていただくとおり、今回の改正では臨時的軽減の規定が定められるものでございます。

新旧対照表は3ページです。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割について、法律改正にあわせ、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した令和2年度燃費基準達成者について環境性能割を非課税とするものです。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、附則第15条の2を新設したことによる条ずれの修正で、法律改正にあわせて環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものです。

第2項は特例の判断を定めたもので、第3項、第4項は不正の手段により認定を受けた場合の規定及び罰則を定めたものでございます。

次に、附則第15条の6、新旧対照表は4ページでございます。

附則第15条の6、3項は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、法律改正にあわせて令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に対し、環境性能割を2%から1%に軽減するものでございます。

次の改正は、軽自動車税の種別割に関する改正となります。

軽自動車税の種別割につきましては、現行の軽自動車税と内容は変わらず、車の種別、用途等に応じ税率が定められており、排出ガス及び排出性能のすぐれた軽自動車については税率を軽減する経過の特例措置、新車新規登録から一定年数を経過した軽自動車については税率を重くする重課の特例措置が定められています。

附則第16条は、法律改正にあわせて軽自動車税の種別割の重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽減の規定を新設するものでございます。

第2項では、排出ガス及び燃費性能に応じて税率を75%軽減すること、第3項では50%軽減すること、第4項では25%軽減することについて定めたものでございます。

新旧対照表は6ページです。

附則第16条の2は、法律改正にあわせて軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、附

則第16条の改正に伴い新設するものです。

第1項は特例の判断を定めたもの、第2項、第3項は不正の手段により規定を受けた場合の規定及び罰則を定めたものです。

第2条の改正です。

新旧対照表は7ページです。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲について定めたもので、先ほども説明させていただきましたが、合計所得金額135万円以下の住民税非課税対象者に単身児童扶養者を追加する改正でございます。

附則第16条第5項は、法律改正にあわせて令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の軽減を対象を電気自動車等に限った上で新設するものでございます。

新旧対照表8ページ。

附則第16条の2は、法律改正に伴う規定の整備でございます。

恐れ入ります。議案書の改正条例をお願いいたします。

最後から2ページ、附則におきまして、第1条で施行期日を、第2条、第3条で町民税に関する経過措置を、第4条、第5条で軽自動車に関する経過措置を定めています。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願いします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第72号 那智勝浦町国民健康保険基金設置条例

○議長（荒尾典男君） 日程第4、議案第72号那智勝浦町国民健康保険基金設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第72号について御説明いたします。

〔議案第72号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この基金は、本町の国民健康保険事業費特別会計において生ずる財源の過不足について調整することを主な目的として設置するものでございます。

平成30年度に改正された国民健康保険制度においては、決算補填を目的とした赤字繰り入れは原則として認められていないため、単年度において剰余金があり、翌年度以降において財源不足となった場合に備え、それを一般会計繰入金で補うのではなく、基金繰入金による年度間調整を行うために必要となる基金でございます。

第1条では、本町の国民健康保険事業の健全な運営に資するため設置するものと定めております。

第2条では、基金に積み立てる額として、第1号、毎会計年度において国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算上生じた剰余金の全部または一部の額、第2号で、前号に掲げるもののほか、国民健康保険事業費特別会計歳入歳出予算で定める額としております。

第6条では、基金の処分について予算で定めるところによりとして、第1号、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる財源に不足が生じた場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときとし、第2号で、保健事業の実施に充てる財源に不足が生じた場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときとし、第3号で、前2号に掲げる場合のほか、事業の運営に著しい支障を及ぼす財源の不足が生じた場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるときとしております。

その他の各条文につきましては、第3条で管理、第4条で基金から生ずる収入、第5条で繰りかえ運用、第7条で委任について、他の基金設置条例と同様の条文となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第73号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第73号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第73号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第73号朗読〕

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたものでございます。

特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給の対象として認められる保育所、認定こども園、幼稚園を言い、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる家庭的保育事業等を言います。給付費の支給対象であるかどうかを確認するための運営基準を定めたものでございます。この運営基準は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従わなければならないと定められており、今回、国の基準が改正されましたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しています。

まず初めに、関係資料のほうをお願いいたします。

2の国の法律等の改正内容について御説明いたします。

1、幼児教育・保育の無償化についてでございます。

国では、少子・高齢化に取り組むため、消費税率の引き上げによる財源を活用し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼児教育・保育の無償化を10月から実施することとなりました。改正により、資料記載のとおり、3歳から5歳児クラスの幼稚園・保育所等の利用料が無償化、ゼロから2歳児クラスも、住民税非課税世帯を対象に同様の無償化となり、本町では町内の公立保育所、認定こども園、私立保育園、児童発達支援に通う3歳から5歳児の保育料が全て無料となります。また、認可外保育所の利用料も無料となります。

2、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、副食費の実費徴収でございます。

3歳から5歳児の副食費、おかず代は、これまでは保育料に含まれていましたが、今回の改

正で保護者が負担すべき費用となりました。ただし、年収360万円未満相当の世帯の方や多子世帯の方につきましては副食費を徴収しないとしております。

次のページをお願いします。

3、特定地域型保育事業者における連絡先保育所等確保の基準緩和でございます。

特定地域型保育事業者は、必要な教育・保育が継続的に提供できるよう保育所等の連携施設の確保が義務づけられております。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認め、条件が満たされている場合、保育を行っている場所以外で代替え保育を提供する場合は、小規模保育所事業A型、B型、事業者内保育事業者を行う者との連携、保育を行っている場所で代替え保育を提供する場合には、小規模保育A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者との連携を認めると基準を緩和しております。

4、市町村長が認めた場合の連携施設の確保の免除でございます。

特定地域型保育事業は、ゼロから2歳児を保育するのが通常で、卒園後の受け皿確保のための連携施設の確保が義務づけられておりますが、定員20名以上の保育所型事業所内保育事業者が3歳以上児も受け入れ、なおかつ市町村長が適当と認める場合は連携施設の確保が不要となります。

5、連携施設確保の経過措置の延長。

特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができる市町村が認める場合は、平成27年4月1日から5年間は連携施設を確保しないことができるとしていましたが、これを10年間に延長しております。

そのほか、法律等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行います。

(3)、(4)、(5)につきましては、第2回定例会において改正いたしました那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様の改正内容です。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、児童福祉法に基づき、地域型保育事業の認可のための基準を定めております。今回改正します条例は、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業者の運営基準を定めているものでございます。認可基準の一部改正により連携の定めが緩和されたことを踏まえ、運営基準においても同様の改正が行われるものでございます。

続きまして、条例の改正について御説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条は、定義が規定されており、法改正に伴う語句の改正、必要定義の新設でございます。

次のページをお願いします。

第3条は一般原則であり、「子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」という文言が追加されています。

第5条から4ページの第11条までは、語句等の規定の整備でございます。

4ページの第13条をお願いします。

第13条は、利用者負担額の受領について規定されており、第1項は保育料の支払いを3歳未満の子供に変更するものでございます。

5ページの第2項、第3項は、3歳以上の子供の利用者負担額が無料になりましたことによる語句及び規定の整備でございます。

第4項は、保護者が負担しなければならない費用について規定されています。食事の提供については、これまでは3歳以上の子供の主食代が対象でしたが、3歳以上の子供の副食費も対象とするものでございます。ただし、年収300万円未満相当の世帯や数え方に要件はありますが、第3子以降は徴収しないものとするものでございます。法律に改正に伴い所定の整備をしております。

6ページの第5項から10ページの第34条までは、語句等の規定の整備でございます。

10ページの第35条をお願いします。

10ページの第35条、11ページの第36条は、特別利用保育、特別利用教育の基準を規定しています。

特別利用保育とは、保育所を利用する理由がない子供が地域性などから例外的に保育所を利用するものでございます。また、特別利用教育とは、保育所を利用する理由がありますが、こちらも例外的に幼稚園を利用するものでございます。

第35条、第36条とも、法律の改正に伴う規定の整備でございます。

12ページをお願いします。

第37条以降は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めています。第37条から14ページの第41条までは語句等の規定の整備でございます。

14ページをお願いします。

第42条では、特定教育・保育施設等との連携について規定されております。

第1項第2号において、必要な教育・保育が継続的に提供できるよう、代替え保育の確保が義務づけられておりますが、新設しております第2項と第3項で町長が認め条件を満たす場合には、代替え保育の基準を緩和することを認めるものでございます。

15ページの新設の第4項、第5項につきましては、第1項、第3項において卒園後の受け皿の確保について規定しておりますが、条件を満たし町長が認める場合は、連携施設の確保を不要とするものでございます。

第6項、16ページの第7項につきましては、改正による項の繰り下げ等、規定の整備でございます。

第8項につきましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所は、町長が適当と認める場合は連携施設の確保は不要とするものでございます。

第43条は、利用者負担額等の受領について規定されており、第1項は保育料の支払いを3歳未満の子供に変更するものでございます。

第2項は、3歳以上の子供の利用額負担が無料になりましたことによる語句及び規定の整備

でございます。

第3項から20ページ、第52条までは、規定の整備でございます。

21ページの制定附則につきましては、第2条第1項につきましては改正による条文の語句の整備でございます。

続いて、第3項では、施設型給付費等に対する経過措置として、1号認定の子供の給食費について規定していましたが、第13条の改正により削除するものでございます。

22ページをお願いします。

第5条では、連携施設に関する経過措置を規定しており、条文の整備と経過措置の期間延長を改正するものでございます。

施行期日といたしましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第74号 那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第74号那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第74号那智勝浦町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子供のための教育・保育に関する利用者負担額に関し、必要な事項を定めたものでございます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部改正により語句が改正されましたので、所要の改正を行うものでございます。

次のページに、改正する条例を記載しています。

〔議案第74号朗読〕

資料といたしまして、新旧対照表を添付しています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第75号 那智勝浦町短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第75号那智勝浦町短期滞在型施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第75号について御説明申し上げます。

〔議案第75号朗読〕

次のページをお願いいたします。

また、議案とあわせて別添資料の新旧対照表もごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

今回の改正では、大きく2点について改正をお願いするものでございます。

まず、1点目といたしまして、第6条と第7条及び別表を削ることにより施設の使用料を無償化するものでございます。

先般の第1回定例会の本条例の制定の際の質疑におきまして、使用料の無償化についての質疑をいただき、町として無償化について検討を行ってまいりました。その中で、無償化を行うことにより利用の促進を図ることにつながると考えまして、改正をお願いするものでございます。

2点目といたしまして、第8条第5号を改正することにより文言の整理を行うものでございます。

第8条では、利用制限について規定しておりますが、町の管理上支障がある場合も利用を制限することがある旨を明確にするため、改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

本短期滞在型施設につきましては、本年度に入ってから設置したものでございます。本年度4月から8月までで15件の移住相談がございまして、実際に那智勝浦町を訪れたい、滞在したいという希望をお持ちの方に施設を御紹介しているところでございますけれども、現在のところ、利用の予定はあったんですが、実際の利用はないという状況でございます。このような状況の中、移住希望者が少しでも利用しやすく施設が活用いただけるよう今回の改正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結するのに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第76号 那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第76号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第76号について御説明申し上げます。

〔議案第76号朗読〕

この条例は、公営住宅法に基づき、公営住宅及び共同施設の設置及び管理について定めたものでございます。今回の改正につきましては、条例第2条の2、町が設置する公営住宅の名称及び位置等について、記載してございます別表から「那智第2団地」の項を削るよう改めるものでございます。

お手元に配付させていただいておりますA4サイズ横置き、那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例、新旧対照表をお願いいたします。

右側、改正前別表の公営住宅欄1行目、アンダーラインの大字田垣内2090番地でございます那智第2団地、昭和30年度建築、木造平家建てにつきまして、公営住宅法で定められております木造公営住宅の耐用年数を超え、過去に長寿命化につながるような修繕工事等も行っていないことから老朽化が著しく、平成25年3月以降使用できない状態となつてございますので、公営住宅管理財産としての用途を廃止し、改正後別表のとおり那智第2団地を町管理公営住宅からの抹消をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第77号 那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第77号那智勝浦町消防手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第77号について御説明いたします。

〔議案第77号朗読〕

消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）が令和元年10月1日に施行されることに伴い、那智勝浦町消防手数料条例の別表第1を全部改めるものでございます。

関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらで改正箇所を説明させていただきます。

まず、1点目ですが、資料4ページをお願いします。

右側の改正前の区分の欄中、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）の次に、左側の改正後の区分の欄中、下線部のとおり、「、浮き蓋付の特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、5ページをお願いします。右側の改正前の区分の欄中、中ほど、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の次に、左側の改正後の区分の欄中、下線部のとおり、「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加えるものでございます。これにつきましては、平成24年の第1回定例会におきまして、危険物の規制に関する政令等の一部が改正されることに伴い改正していましたが、平成26年第1回定例会での本手数料条例の改正時に誤って古い区分に改正させてしまったものでございます。今回、正しい区分に改正させていただくものでございます。確認を怠ったことが原因でございます。大変申しわけございませんでした。あつてはならないことであり、今後このようなことがなきよう十分に気を付けてまいります。なお、このような屋外タンク貯蔵所は本町に設置されてございませんので、この間における手数料の徴収漏れは発生しておりません。

2点目といたしまして、手数料の増額でございます。

令和元年10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算の結果に基づき増額となるもので、資料5ページの右側の改正前の手数料の欄中「158万円」を、左側の改正後の手数料の額の欄中に記載のとおり「159万円」に、同じく改正前の手数料の額の欄中「194万円」を、改正後の手数料の額の欄中に記載のとおり「195万円」に、6ページをお願いします。右側の改正前の手数料の額の欄中「226万円」を、左側の改正後の手数料の額の欄中に記載のとおり「227万円」に改正するものです。

附則といたしまして、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第78号 那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第78号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第78号那智勝浦町給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

〔議案第78号朗読〕

今回の改正につきましては、消費税法等の改正に伴い水道料金の消費税相当額の改定と水道法の改定により、給水装置工事事業者の指定の更新制の導入に伴い、更新手数料を追加するものです。

新旧対照表を配付させていただいておりますので、新旧対照表により御説明申し上げます。

第28条第1項中、「100分の108を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額」に改める。

第33条に次の1号を加える。

(2) 給水装置工事事業者指定更新手数料1件につき1万円。

第34条第1項中、「100分の108を乗じて得た額」を「100分の100を乗じて得た額」に改める。

附則といたしまして、1項で施行期日を、2項で経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第79号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第79号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第79号について御説明申し上げます。

〔議案第79号朗読〕

今回の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、令和元年度予算において御承認をいただいております10の事業について、財政的に有利な過疎対策事業債を活用するため、これらの事業を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表の左から、区分、変更前、変更、そして備考となっております。

1、産業振興の区分で、右側の変更の欄をごらん願います。

(2)漁港施設のところに下線を引いております「勝浦漁港浴室整備事業」を、(8)観光又はレクリエーションの事業内容に下線を引いております「勝浦漁港トイレ新築事業」、「天満テニスコートナイター照明改修事業」、「市野々公衆トイレ整備事業」の3つの事業内容を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

区分3、生活環境の整備で、右側の変更の欄をごらん願います。

事業名、下線を引いております「(4)火葬場」、事業内容、「斎場火葬炉整備事業」を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

区分6、教育振興で、右側の変更の欄をごらん願います。

事業名(1)学校教育関連施設の事業で、「給食施設」と「屋外運動場」を追加し、事業内容として、「下里小学校給食用リフト改修事業」、「中学校給食室整備事業」、「給食配送車整備事業」と「屋外運動場改修事業」を追加いたします。また、スクールバス・ボートのところで、事業内容、「小学校通学輸送車購入事業」を追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 1点お願いします。

議案第79号の変更のところですけども、漁港施設の中の勝浦漁港浴室整備事業、これはどんな事業なのかちょっと教えてください。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 勝浦漁港浴室整備事業についてでございます。

こちらにつきましては、予算上、勝浦漁港内にトイレを新築する事業に当たりまして、その横に船の乗組員の方用のシャワー室なりをあわせて設ける事業でございますが、過疎地域自立促進計画の中身上、事業名を漁港施設の改修事業といたしておるものでございます。そして、勝浦漁港のトイレのほうは観光レクリエーションのほうと区分分けをしているものでございます。事業自体は勝浦漁港トイレ新築事業と同じ事業でございます。区分分けをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） こういう区分分けをしたということですけど、あれは一体となっているものですね。一体として一つの建物としての事業となっていると思うんですけども、ここで区分分けして過疎の地域の中でこれで町が優遇されるようなことというのはないでしょう。要するに、観光レクリエーションの中へ一体としてやっても違うんですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 過疎地域自立促進の計画上の話でございますが、あくまで今回のトイレにつきましては観光部門のほうの事業としてやっているところでございます。また、浴室につきましては、あくまで漁港施設として船の乗組員様のものとして区分分けをしているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） これ、過疎債を活用するための実質資金手当というふうな意味があると思うんですけども、過疎計画の中に項目を追加するという意味合いだけじゃなしにどのような計画なのか、事業なのか。当初予算でつけられているというふうなちょっと説明もありましたけども、各課長さんからこの事業の内容がわかるような説明がいただけないのかなと思います。それか、逆に資料で事業とどういう内容なのかというふうなことを御説明をいただきたいと思います。総務課長からは簡単に項目を追加するという説明であったんですけども、その事業がどういう事業なのか、説明がなければこの計画の中へも入れにくい、検討できないというようなことだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 事業内容についての説明ということで、御質問を頂戴してございます。

まず、確かに当初予算の中で事業内容については説明しているところでございますが、その細かな事業内容的なものについて、資料ということでございます。その点一度検討させていただいて、資料提出ができるようなものでございましたら資料として添付させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第80号 損害賠償の額の決定について

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第80号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 議案第80号について御説明申し上げます。

〔議案第80号朗読〕

今回お願いします本議案は、地方自治法第96条第1項第13号のその義務に属する損害賠償の額を定めることにより議決を求めるものでございます。内容につきましては、平成30年9月30日、当地域を通過しました台風24号の強風により下里中学校駐輪場の屋根材が損壊し、吹き飛ばされました。この際、下里中学校に隣接する田崎さん所有の家屋を損傷したものです。

台風24号では潮岬で瞬間最大風速43.0メートルを記録し、町内におきましても多くの家屋で屋根瓦が飛ぶなどの被害がございました。このことについて、当町の弁護士と相談して田崎さんと対応を行ってまいりましたが、当町が管理する自転車小屋の屋根により家屋に損傷を与えてしまったということで、このたび賠償についての協議が調い、示談書を交わしたく今議案をお願いするものでございます。損害賠償の額は、議案にもありますとおり224万6,670円となります。内容は、家屋の屋根を初め、外壁など破損部分の修理費用となります。御可決賜りましたら、この後の議案第81号におきまして補正予算をお願いするものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時51分 休憩

13時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第81号 令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第81号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第81号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,989万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億7,328万6,000円とするものでございます。第2条では地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22の町債まで、歳入合計で補正前の額81億9,339万5,000円に補正額で1億7,989万1,000円を追加し、計で83億7,328万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の議会費から4ページの款10災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業から現年補助災害復旧事業まで、補正前の限度額計10億7,744万7,000円に3,550万円を増額し、補正後の限度額を11億1,294万7,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の7ページの歳出について、それぞれ1億7,989万1,000円を増額をお願いしております。

7ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金5,311万9,000円、地方債3,550万円、その他31万5,000円、一般財源は9,095万7,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は8,987万8,000円を増額で、計で29億6,851万

8,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債の目4農林水産業債から目10災害復旧債は、それぞれ説明欄記載の事業の財源として補正をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、節13委託料、補正額で1,910万5,000円の増額をお願いしてございます。役場本庁舎や各施設、旧温泉病院、小・中学校など既に撤去し、荷姿登録してある安定期等のPCB廃棄物について、指定処分施設からの通知を受けて今回処分する費用をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、節15工事請負費、補正額で160万円の増額をお願いしてございます。説明欄記載の2件の避難路の整備を予定してございます。小坂山、浦神西区、どちらの避難路につきましてものり面の改修工事でございます。

21、22ページには補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費、節13委託料905万7,000円につきましては、3年ごとに固定資産の価格を見直す評価がえの制度において、基準年度である令和3年度の土地の価格の修正において活用するための216カ所の標準宅地の不動産鑑定業務委託料でございます。令和3年度の評価がえにおきましては、価格を把握するための事務作業の基準日は前年の令和2年1月1日とされることから、これに対応するための業務委託でございます。なお、今回の予算は当初予算において対応すべきものでありましたが、今回、補正をお願いすることになりました。今後も予算計上に当たりましては十分精査し、努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目11諸費、節区分18備品購入費9万円は、説明欄に記載の色川診療所エアコンで、待合室に設置しておりました既設エアコンが故障し、利用者の方に御不

自由をおかけしていたため修理依頼したところ、20年以上経過したもので修理不可でございますので、取りかえを行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節区分28繰出金24万5,000円は、説明欄に記載の国民保険事業費特別会計繰出金で、後ほど国民健康保険事業費特別会計のほうでも御説明させていただきます事務費の補正に伴う増加により国民健康保険事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

14ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項2 清掃費、目1 塵芥処理費、節区分15工事請負費1,188万円は、説明欄記載の煙突外壁補強及び煙道部ダクト補修工事でございます。

お手数ですが、住民課関係資料をお願いいたします。

煙突の立面図、左側が現状、右側が今回の工事实施後のものとなっております。左側の現状の図をごらんください。

現在は、地面から9.75メートルまでの高さ部分につきましては、横バンドで補強し、上部の19.05メートルにつきましても補強バンドで、また中部4.5メートルにつきましても横バンドで補強しております。このたびの工事は、クリーンセンター利用者及び作業の方を煙突コンクリート片の剥落事故から守る安全確保のため、煙突中央部分全体18メートルをビニール被覆金網で補強するものでございます。また、あわせて煙突下部にございます煙道部ダクトにつきましても、熱による金枠にゆがみが生じているため、これを補修するものでございます。コンクリート片の剥落につきましては、現に最大で約15センチメートル四方のコンクリートの落下があり、高所からの落下により来客者や作業の方に万が一落下しますと大事故になるおそれがあります。緊急に補修工事を実施する必要があることから補正をお願いするものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

下段の款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節4 子どものための教育・保育給付費国庫負担金、補正額66万7,000円の増額につきましては、私立保育所及び大野保育所に係る運営負担金の平成30年度実績確定によります精算交付分でございます。次の行、節9 子育てのための施設等利用給付交付金、補正額23万7,000円につきましては、10月からの幼児教育無償化により、保育の認定を受けました方の認可外保育所や一時預かり事業など、子育て支援事業利用が新たに無償となりましたので、その費用を国、県、市町村で負担する国の負担分4分の1の交付金でございます。

9ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節6 障害者総合支援事業費補助金、補正額56万2,000円につきましては、幼児教育無償化に伴い、障害児通所支援事業を利用する3歳から5

歳までの子供たちの利用料が無償化され、それに対応するシステム改修費用に対する国庫補助金を新たに計上するものでございます。全額国費負担でございます。

下段の款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節4 子どものための教育・保育給付費負担金、補正額31万円の増額につきましては、国庫負担金と同様の平成30年度実績確定によります精算交付分でございます。次の行、節10子育てのための施設等利用給付交付金、補正額11万8,000円につきましては、幼児教育無償化により国費と同様に子育て支援事業が新たに無償となる費用の県負担金でございます。4分の1の負担率でございます。

10ページをお願いいたします。

上の段の項2 県補助金、目2 民生費補助金、節15県子ども・子育て支援事業費補助金、補正額221万4,000円につきましては、幼児教育・保育無償化に対応するシステム改修費用に対する補助金を計上するものでございます。全額国費負担でございますが、県を通じて交付されるものでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

下段の款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節28繰出金、補正額19万2,000円の増額につきましては、説明欄記載のとおり介護保険事業費特別会計へ備品購入のため繰り出すものでございます。詳細につきましては特別会計で説明させていただきます。

続きまして、次の行、目7 障害者福祉費、節13委託料、補正額56万2,000円の増額につきましては、障害児通所支援事業の利用料無償化に対応するシステム改修業務委託料でございます。節19負担金、補助及び交付金、補正額45万円につきましては、10月から児童発達支援施設の利用料無償化に合わせ保護者の負担を軽減するため、無償化の対象外であります給食費について町で負担するものでございます。子育て支援施策といたしまして、今回お願いするものでございます。

次の目11全国健康福祉祭推進事業費、節3 職員手当等、補正額290万4,000円の増額につきましては、説明欄記載のとおり職員の超勤手当でございます。皆様御承知のとおり、11月10日にねりんピック紀の国わかやま2019大会のダンススポーツ交流大会が本町で開催されます。超勤いたします職員数及び時間が決まってきましたので、今回、超勤手当をお願いするものでございます。担当職員の準備期間中の手当及び前日には和歌山市で開会式が開催されますことから、そのお迎えによる前日勤務分と当日勤務分、9日、10日の2日間で延べ138名分の超勤手当でございます。

14ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13委託料、補正額221万4,000円の増額につきましては、幼児教育・保育無償化に対応するシステム改修業務委託料でございます。

目2 児童措置費、節19負担金、補助及び交付金、補正額185万6,000円のうち、備考欄記載の保育園給食費無料化事業補助金について御説明いたします。

福祉課資料をごらんください。

議案第73号で御説明いたしましたとおり、法律の改正により子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、10月から3歳から5歳の子供の保育料が無償化されます。下の図のとおり、これまでは副食費は保育料の一部で、主食費は実費として保護者が直接園等に支払う仕組みでございました。本町では昨年度より、この主食代につきまして町で負担しております。法律の改正により、10月以降は副食費を除く保育料が無償化されますが、これまで保育料に含まれていました副食費は無償化の対象外となり、保護者負担となります。なお、年収360万円未満相当の世帯につきましては、国の施策により副食費は無料となっております。町といたしましては、国の無償化施策の対象とならない副食費を負担することにより、より一層子育て家庭への経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えていきたいと考えております。

14ページにお戻りください。

計上しております保育園給食費無料化事業補助金、補正予算138万2,000円につきましては、私立保育園が徴収すべき副食費を補助するものでございます。対象となる保育園児として、私立保育園児約50名分を見込んでおります。また、次の行、子育てのための施設等利用給付交付金47万4,000円につきましては、10月からの幼児教育無償化により保育所や認定こども園以外にも保育の必要のある場合は、認可外保育所や一時預かり事業などの子育て支援事業が新たに無償となりましたことから、その利用料を交付するための費用をお願いするものでございます。保育の必要があるという保育認定を受けた上での利用であり、件数は少ないと見込んでおりますが、事業所内保育所など認可外保育所の利用も想定されますので、2名分を見込みお願いするものでございます。続きまして、節23償還金、利子及び割引料24万6,000円の増額につきましては、事業確定によります国庫支出金返還金としまして、平成30年度子ども・子育て支援交付金の実績額確定によります返還金12万3,000円及び県支出金といたしまして、平成30年度子ども・子育て支援事業費補助金の実績額確定によります返還金12万3,000円でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節6多面的機能支払事業費補助金につきましては農地の保全を目的としたもので、事業費の4分の3を受け入れるものでございます。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金につきましては、林道小匠小森川線の補助災害復旧事業に係るもので、補助対象事業費5,800万円の65%を受け入れるものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の26万6,000円につきましては、多面的機能支払事業費補助金の増額をお願いするものでございます。この補助金は、農地の保全や資源向上の地域の取り組みに対して補助を行うもので、取り組みを行う地域は5カ年計画を策定し、補助を受ける制度となっております。令和元年度は計画を策定する年度に当たるため、当初予算につきましては前年までの計画をもとに予算を計上しておりましたが、今回、地域の新たな5カ年計画に対して県より配分額の決定がございましたので、補正をお願いするものでございます。前年計画より増額となった要因は、施設の軽微な補修などを行う資源向上の活動を取り入れた地域があったためでございます。

次に、項2林業費、目2林業振興費、節19負担金、補助及び交付金の62万4,000円につきましては、田辺射撃場整備事業の負担金でございます。この射撃場は現在、県内唯一の射撃場で、利用者は年間延べ1,000人以上となっております。当町におきましても、猟友会の射撃大会や猟期前の射撃訓練に利用しているところでございます。施設は開所から44年経過しており、クレー射撃場、標的射撃場、管理棟、施設全般の老朽化が著しいことから、国の補助を受けて改修を行うものとなったものでございます。受益者となる田辺市以南の10市町村が負担金を拠出することとなっており、田辺市が補助対象経費の50%及び補助対象外経費の90%を負担し、残りの9市町村で均等割、狩猟登録者数割、耕地面積割をもって負担するものでございます。当町の負担割合は総事業費5,128万2,000円の約1.2%の62万3,660円となっております。猟銃及び空気銃の所持に関する法令において、猟銃の所持許可の更新を受けようとする者は技能講習修了証明書が必要とされていることや、今後の銃免許所持者や新規免許取得者の確保のため、必要不可欠な施設となっております。そして、また鳥獣害被害対策に関しても重要な施設でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

16ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費の補正額250万円につきましては、旧魚冷冷凍冷蔵庫のPCB含有調査と撤去費用でございます。節11需用費の50万円につきましては、調査した結果、PCBが含まれた照明の安定器を取り外すものでございます。節13委託料の200万円につきましては、約240カ所の照明器具のPCBの含有の調査と廃棄先への登録を委託するものでございます。廃棄処分につきましては、本年度に登録した後、来年度に行う予定にしております。

次に、目2水産振興費の補正額700万円につきましては、勝浦漁港のトイレ等新築工事に係る増額をお願いするものでございます。

農林水産課関係資料をごらんください。

今回の補正につきましては、花壇の撤去と浄化槽への中継ポンプの設置に係るものでございます。市場建物前の花壇を撤去し、トイレを市場建物寄りに建築することにより、県道側に駐車場スペースを確保したいと考えてございます。また、市場に向かって左の花壇も撤去し、駐車場を確保したいと考えてございます。中継槽へのポンプ設置につきましては、このトイレの浄化槽は既存の市場第2売り場の浄化槽を利用し、自然流下で流すことができるものと考えておりましたが、詳細に測量したところ、勾配が足りず中継槽が必要となったためポンプ等の設

置をするものでございます。

予算書20ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費の150万円につきましては、通年の災害復旧に対するもので、当初予算で150万円を計上しておりましたが、集中豪雨等で既に予算を消化してしまっております。今後、台風等襲来も予想されますので、今回150万円の追加をお願いするものでございます。

次に、目2林道施設災害復旧費、節15工事請負費の6,500万円につきましては、林道小匠小森川線の災害復旧工事でございます。令和元年5月21日に発生いたしました集中豪雨により66メートルにわたってのり面が崩壊いたしました。今回、補助災害の認定を受けることができましたので、補正をお願いするものでございます。

農林水産関係資料の2枚目に位置図と被災写真を載せておりますので、参考にごらんください。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3地域循環共生圏事業費補助金の200万円につきましては、環境省が提唱されています地域循環共生圏づくりを進めていくプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む団体の活動に対する補助金でございます。国の補助率につきましては10分の10で、上限200万円でございます。この地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限に活用しながら、自律分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方でございます。この考え方の概略をイメージとして申し上げますと、まず地域を最小単位として、その地域の中の資源を活用しましょう、その中で地域の魅力を高めて地域づくりを行いましょうというところで、その上で足りない部分につきましては他の近隣地域と補い合っってそういう面的な広がりのある共生圏をつくっていきましょうという考え方でございます。この考え方を基本といたしまして、環境的側面や経済的側面といった社会のさまざまな問題を総括的に解決を目指すものでございます。この考え方につきましては、2018年4月に閣議決定されました第五次環境基本計画の中で、国連の持続可能な開発目標、SDGsやパリ協定といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した地域循環共生圏が提唱されたところでございます。今回の補助事業につきましては、地域循環共生圏という考え方を進めていくに当たり、地域の総合的な取り組みとなる経済合理性と持続可能性を有する構想の策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定、地域の核となるステークホルダーの組織化等の環境整備に、国と一緒に取り組む意欲ある団体を集めることを目的に募集されたところで、

当町もこれに応募したところ6月に採択されたところがございます。本年度事業といたしましては、行政だけでなく地域の核となるステークホルダーを含めた組織づくりを行うとともに、今後目指すべき方向性、構想について取りまとめていきたいと考えてございます。

目7商工費国庫補助金、節1観光振興事業費補助金1,008万9,000円につきましては、観光庁が推し進めるインバウンド対策の一環である観光地の町歩きの満足度向上整備支援に係る補助金でございます。国の補助率につきましては2分の1以内でございます。この補助事業は、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまでの散策エリアにおける町歩きの満足度を高めることが前提とされておりましたので、本町の中心市街地であります紀伊勝浦駅周辺を計画区域に設定し、整備計画を立てたところでございます。なお、この補助事業につきましても、本年4月に公募があり、インバウンド対策、紀伊勝浦駅周辺の滞在時間や消費額の拡大を図ることを目的に応募しましたところ、国から計画認定を受けたところでございます。事業内容といたしましては、大きく分けて3つございます。

まず、1つ目といたしまして、外国人観光案内所の改修整備でございます。

関係資料をごらんください。

シャッターが閉じたままの状態、観光地の玄関口の景観としてふさわしくなかった紀伊勝浦駅前の旧キオスクを改修整備することで駅前のイメージアップを図るとともに、現在、手狭なスペースの観光協会で行っている観光案内業務を、この新たに改修整備する新案内所のほうに移転させまして案内業務の充実強化を進めるものでございます。新案内所につきましては、建屋全てを使うのではなく、現在入居されている1店舗を除いた約67平方メートルの広さとなります。

関連資料の2枚目をごらんください。

観光案内所内には、デジタルサイネージ、いわゆるインフォメーションディスプレイなどの先進機能の整備を行うとともに、現在、日本政府観光局認定の外国人案内所のカテゴリ1に認定されているところですが、より広域な観光情報の提供が必要となるカテゴリ2の認定を取るにより、観光客にとってはよりわかりやすく有益な情報の提供、発信を実施したいと考えております。なお、紀伊勝浦駅前の旧キオスク建物全体につきましては、株式会社JR西日本デイリーサービスネットから10月1日に無償で譲り受けを予定しております。

目的事業内容の2つ目といたしましては、多言語観光案内標識の一体的整備でございます。

紀伊勝浦駅のトイレの横とにぎわい市場前の2カ所に既設の観光案内看板がございますが、老朽化が進んだ状態ですので、昨年度、勝浦ビン玉文化再興事業で観光棧橋前に整備しましたデザインを踏襲し、統一感を持たせ整備を実施したいと考えております。

3つ目は、地域の飲食店、小売店等における多言語対応環境の整備でございます。

これにつきましては、携帯型の通訳機を導入して店舗等へ貸し出し、外国人の方に旅行先でのコミュニケーションをより楽しんでいただけるよう整備するものでございます。この携帯型の通訳機の貸し出しに当たっては、キャッシュレス決済の導入や、メニューや商品名等の英語表記が整えられていることなどを貸与の要件といたしまして多言語対応環境の整備を図ってい

きたいと考えております。そのほか、マップの英訳化の実施を予定しております。なお、携帯型の通訳機につきましては、町内全体での整備を考えているところで、国と一緒にいただいた計画区域外の店舗等への貸し出しに係る費用につきましては補助対象外となります。

この3つの事業内容で、先ほども申し上げましたが、この事業を進めることにより町なかの情勢も少し変わり、町なかのにぎわいがふえ、滞在時間の増加や消費額の拡大が図られるものと考えております。

予算書に戻っていただきまして、10ページをお願いいたします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1財産貸付収入10万2,000円につきましては、先ほど御説明申し上げました旧キオスク建屋内に1店舗入居されておりますその店舗からの貸付収入でございます。

11ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の31万5,000円のうち、説明欄記載の上段のインバウンド環境整備協力金9万円につきましては、先ほど御説明申し上げました観光地の町歩きの満足度向上事業において実施を予定しております携帯型通訳機の貸し出しに係る費用として、1台3,000円の30台分の協力金を求めるものでございます。その下の行の生まぐるマップ掲載協力金の22万5,000円につきましては、今年度実施予定の生まぐるマップをリニューアルするに当たり、掲載希望店からの協力金として1店舗5,000円の協力金を徴収する予定でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、補正額224万9,000円につきましては、地域循環共生圏事業実施に係る費用でございます。節12役務費の11万円につきましては、地域の方の参加機運を醸成するため、映画の上映を予定しており、その上映に係る費用でございます。節13委託料の180万円につきましては、当該事業に取り組むに当たり、再生可能エネルギーを初めとした環境問題については専門的な知識が必要となってきます。そのため、民間の専門家に構想策定等の支援をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、補正額2,382万5,000円につきましては、観光地の町歩き満足度向上事業に係る費用と生まぐるマップ掲載店に関するグッズ作成費用、DMO設立に向けて係る費用及び那智海水浴場放送設備修繕に係る費用でございます。節1報酬と節9旅費につきましては、現在、DMO設立に向けて事業を進めているところでございますが、事業を進めるに当たりDMO設立準備委員会の立ち上げが必要となり、その委員に対する報酬や旅費が必要となったため補正をお願いするものでございます。節11需用費、説明欄記載の消耗品費31万6,000円のうち6万3,000円と節12役務費5万円につきましては、観光庁にDMO法人として認定されるためには法人化というのが必須条件となってきますので、その法人設立に係る手続等の費用となっております。節11需用費、説明欄記載の消耗品費31万6,000円のう

ち25万3,000円につきましては、生まぐるマップ掲載店であることが一目でわかるフラッグのような目印となるグッズを作成するための費用でございます。説明欄記載の修繕料35万円につきましては、那智海水浴場にある放送設備が故障したことによる修繕に係る費用でございます。節13委託料422万1,000円のうち、説明欄上段の多言語観光案内標識設置委託につきましては、先ほども申し上げましたとおり、多言語説明看板を紀伊勝浦駅前のトイレの横とにぎわい市場前の2カ所に整備を予定しております。その下の行の観光コンテンツ多言語編集委託につきましては、生まぐるマップ改訂後のマップや既存マップの英語版編集を行います。その下の行の那智勝浦町観光案内所整備工事設計監理業務委託と節15工事請負費、節18備品購入費につきましては、旧キオスクを観光案内所に改装整備するのに必要な経費でございます。案内所につきましては、カウンターを設置し、案内スペースの確保、観光客が交流できる交流スペース、あと職員の執務スペース、倉庫兼書庫、更衣室などのバックヤードを整備する予定で、その改修工事としましては塗装工事や内外装工事などの建築工事、照明器具や電灯、コンセントなどの電気整備工事、空調等の機械整備工事などを想定しております。節18備品購入費につきましては、観光企画課関係資料の2枚目をごらんいただきたいのですが、資料に掲載しております携帯型通訳機やデジタルサイネージなど、あと案内用のカウンター、交流スペースに設置する机と椅子、あと執務用の机と椅子、パンフレットスタンドなどの購入に係る費用となっております。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事として、町道の小規模な側溝修繕や舗装等の路面補修及び町道の道路配水管の土砂撤去等の費用でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。町道田垣内大野線におきまして道路のり面部の風化が進み落石が多くなったことにより、近年、車両のパンク等の事故発生頻度が高くなってまいりました。そしてまた、徒歩で色川小中学校へ通う児童・生徒も通行しておりますので、落石による事故防止と安全確保のため、道路のり面に落石防止対策を施す費用をお願いするものでございます。

下段をお願いいたします。

項3河川費、目1河川維持費、補正額200万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。今年度から総務省消防庁の全国瞬時警報システム、通称J-A L E R Tの新システム運用移行に伴い、消防庁によります現行システム

のサポートも終了し、今後、大津波警報等を受信した際、下里地内江川に建設しました津波対策用の鋼製樋門を自動起動により閉じるためのプログラムが動作不良を起こすおそれがございますので、新システムプログラムに対応する新型受信機への取りかえ工事と町管理消火栓の維持修繕工事費用でございます。

続きまして、目2河川改良費、補正額500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。集中豪雨時の築地地区冠水対策の一環としまして、今年度発注しました築地地区地形測量のデータ等を考慮の上、少しでも浸水を防ぐ、あるいは排水能力を向上させるのに効果的な区間を選定しながら築地地内の排水路整備を進めていくための工事費用でございます。

お手元に配付させていただいておりますA3サイズ縦置き、建設課関係資料位置図に赤色丸をつけたところが道路新設改良費及び河川改良費の工事請負費による施工位置でございます。

20ページ、下段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額150万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。前線とこれまでの台風接近に伴います集中豪雨のため、今年度は4度の大雨洪水警報が気象庁から発表されましたが、幸い本町におきましては今のところ国庫補助の対象となるような規模の公共土木施設の災害は発生してはございません。しかしながら、何度かの大雨によりまして国庫補助の対象にならない小規模なものや補助の適用外となる工種の災害現場が既に発生し、復旧工事を行ってございますので、今後の台風や前線に伴う集中豪雨による崩土等土砂撤去、災害に対応すべく追加工事費をお願いするものでございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

19ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、節13委託料、補正額19万8,000円は、青少年劇場の公演委託となります。文化公演になかなか触れることができない地方において、演奏家や芸術家が学校を訪問し、演奏やワークショップをしてくれる事業です。今回、宇久井小学校、下里小学校、宇久井中学校が申請し、3校とも採択されました。尺八と中国の民族楽器揚琴とのデュオコンサートで、日本青少年センターが費用の約3分の2を負担、町と県がそれぞれ6分の1ずつの負担となります。節18備品購入費、補正額38万1,000円は難聴システム機器を購入するものです。現在、宇久井小学校の難聴支援学級に在籍の児童の学習活動を支援する機器の購入をお願いするものです。補聴器では、教室内で学ぶ際、どうしても雑音も大きな音になってしまい、聞き取りにくくなります。この機械を用いることで先生の話す言葉をワイヤレスマイクが吸音し、補聴器にデジタル無線で直接届けてくれるシステムとなっております。

項3中学校費、目1学校管理費、節22補償、補填及び賠償金224万7,000円は、先ほど午前中に議案第80号で御可決いただきました損害賠償金でございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 議会議務局長網野君。

○事務局長（網野宏行君） 議会費につきまして御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、節1 報酬70万円につきましては、議員改選に伴い、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例に、報酬は、その職についた当月分から支給する、またその職を離れたときはその当月分までの議員報酬を支給とされており、今回、議長交代差額、副議長の交代分、新議員の3名分の報酬となります。

議会費については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開14時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時18分 休憩

14時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） お聞きします。

17ページの商工費、観光費、観光振興費の中の委託料ですけども、この中で多言語観光案内標識の設置委託44万5,000円、この案内板は非常に私もええと思うんですよ。そやけど、課長、一遍町なかをちょっと歩いてほしいんですわ。要するに、案内板案内板って毎年こういうふうな形で予算取って設置してあるんやけども、古い案内板がようけ町なかにあるんですよ。そういうのを入れかえもていかなんだら、もう見た目でこっちにはいいのがある、そやけどこっち側やったらわからんというんやなしに、やはり新しいものができたらそこへ集まってきて十分対応できるような形にしたいと思っています。

それから、工事請負費の中の町の観光案内所の整備工事1,250万7,000円、それとその下の備品購入費600万4,000円というのがありますよね。合わせて1,800万円ぐらいの事業費になると思うんですけど、先ほどの説明ではキオスクの跡地67平米、120坪ぐらいのところを、合わせて1,800万円の予算の中で、今課長が説明したようなカウンターをつけたりいろいろ交流室とか執務室とかということになるんですけど、余りにもこれは大きいと思うんですよ。比較しましたら、前の16ページの農林のほうの勝浦漁港のトイレ、これが700万円ですよ。僕たちいつも思うんですけど、水回りの工事は非常に高いということで、トイレとか浴室とかそういうのを建てたら高いというのがあるんですよ。これが700万円でできて、こっち側の改修、躯体が残ってある中で1,800万円ほど使うというのが非常に大きな事業になりますんで、これももしやればもう一遍考え直した中で、コンパクトにいろいろやることはあるんやけども、やらなくてもいいところは控えてもらうような形にしたいと思っています。

それから、町長にお伺いするのが本当かどうかはわかりませんが、駅からおりてすぐ、いろいろな地方では繁華街は皆シャッター街やということ言われてますけども、うちは勝浦駅へおりたらすぐシャッターですよ。それを今直そうとしている、これは非常にいいことだと思うんです。ですから、そういうことも踏まえた中で、この観光案内所をつくるということの経緯、あそこを無償でいただくようになった、そういった中で条件等がいろいろつけられてきていると思うんですけども、それを観光案内所にしようという今の町の考え方、これをもらえるからこういうふうなのをやるんやというような形に至った経緯をちょっとお教えいただけたらありがたいと思いますので、よろしく。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

古い案内板もあるので、町なかをめぐるみてはどうかという御質問だったと思いますけども、それにつきましては新しいものをつくるだけじゃなくて、今あるもう見ばえの悪いやつについては、また町なかを歩かせていただいて撤去の方向で進めていきたいなと思っております。

あと、観光案内所の件でございますが、工事請負費と備品購入費で金額的には高いんじゃないのかというような御質問だったと思いますけども、それにつきましてはキオスクを今回譲り受けるに当たって、現状、有姿でというような交渉の中で進めてきたところですが、実際、雨漏れとかもされていまして、雨漏れのまま譲り受けるのはどうかなということで、その工事についてはJR西日本さんの関連会社のほうで何とか工事してくださいねという交渉を続けてたところで、議案に乗せるときにはある程度は固まっていたんですけども、実際工事というのにまだ着工されてませんでしたので、その分の工事費のほうを議案のほうに乗せさせていただいていた状況で、このたび防水工事、しっかりやっていたところなんですけども、実際我々の工事が入ったときに防水工事がもしかしたら甘いとかという場合もあると困るので、予算上はそのままに現在させていただいているところなんですけども、お話を聞くところによると基本的にはしっかりした防水工事をやっていたらということなので、うちが今工事の請負の中で見積もっている、防水工事に今、大体195万円ぐらいなのかなと思っているんですけども、その分の費用というのは減ってくるのかなあと考えております。実際、工事、入札にかけるともう少し下がるのかなあと考えていますので、それほど金額的に、少し高いのかなというところもありますけども、ある程度妥当なところに落ちついてきているのではないのかなあと考えております。

それから、議員さんのほうからにぎわいのトイレの工事の費用との比較を言われたところですけども、700万円ということで水回りの関係をおっしゃられたんですけども、本体工事のほうに別3,200万円ございますので、今回の工事の分とはまた違ってくるので、ちょっと比較はどうかというところでございます。

済みません。キオスクをもらい受けることになった経緯でございます。

これにつきましては、平成29年度にJRさんのほうへ、観光協会、南紀くろしお商工会、南

紀勝浦温泉旅館組合、つきじ商店会、勝浦金融協会、那智勝浦町民宿組合の方々の連名で、キオスクが平成27年に閉められてからなかなか景観がよろしくないということもありまして、そこを観光交流の場、観光発信拠点として使いたい、あるいはイベント案内及び展示場所として地場産業や観光商品の紹介ブースとして活用したいなどを目的に、JR西日本の和歌山支社長さんのほうへ要望書というような形で町のほうから文書を出ささせていただいて、そこから交渉を続けてたところでございます。それが30年11月ぐらいになって、当初有償でというようなお話もあったんですけども、向こうのほうも公的な機関が使うのであれば無償でお渡ししますよというような話になってきまして、今回の流れになってきたところです。条件としましては、当然公が使うものであれば無償ですけども、それ以外、物品販売とかをされるということであれば家賃のほうが発生するというような条件がついてございます。あとは現状、有姿でお渡ししますよというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 大体わかりました。しかし、工事費落ちるんじゃないかということですけど、あそこを僕もこの前ちょっとどんなんかと思って見に来てんけど、あのシャッターの部屋が4つ半ぐらいあるわけですね。その一つが店舗さんが使うてる、あと残りの3つ半でやるということですよ。その中で、今、屋根をしてもらいやるといことになると、あとは外装、内装、床、天井、サッシ、カウンターぐらいですよ。ほんであと、備品購入でこんだけの金が600万ほどあるということになったら、極力そういうことの中で余り補助金がよくもらえたさかい、全部やるんやというんじゃなしに、ほかに有効活用できる場所があればやったってほしいということと、それから物品販売ができない、公共がやるもので収益を得るようなものがないということとありますんで、昔はあそこへキオスクがあって新聞を買うたり飲み物を飲んだり、電車に乗るときはあるんですが、あそこはそういうところがないんですよ。そこら辺の中で、1店舗が隣にあるんやったらそういう方とも協力しながら、話し合いながらそういったものも一売店として販売できないか、そういったことも踏まえて乗るお客さんに対するサービス、そういうのも考えてやっていただきたいと思います。

それから、あと最後の1点ですけども、平成29年からそういった各種団体の方々がJRの和歌山支社、そこへ行って要望活動をした中でこういう結果になってきたということとありますけれども、この案内所があそこへ行くと。先ほど、課長の話では、あそこへ観光案内所を持っていくよと。それで、今の協会の案内所をあそこへ移すよみたいなことを言ってましたけども、それは観光協会の理事会とかそういうところでは報告をしておるんでしょね。あとでまたわしら知らんよという、行政だけで何しやるんやというようなことが出てこんような形をとっておかなければまずいと思うんですけど、その点をお聞かせください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

備品、工事費等につきましてはより精査して、なるべく費用がかからないような形で進めて

いきたいと思っております。

あと、案内所の隣に店舗さんが入っているわけでございますけども、そこもお話をさせてもらいながらなるべく乗客のための利便性の向上という観点からも何らかの形で提供していただけないのかという交渉はしていきたいと思っております。

あともう一点、観光協会への話でございますけども、先日、観光協会の理事会がございましたので、その中で御報告という形ではさせていただいているところです。ただ、実際に移転しますという合意というところまではいただけていないですけども、報告はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 駅から町なかへ歩く動線としてエレベーターがある、その隣に駅舎から回り階段がある。あれが常によく使われるんですね。屋外へ出て、今の観光案内所とする鉄の階段があるんですね。ですから、完成の暁には、特に観光客の方々はそちらのほうへ誘導するような案内とか、そういうのを十分とった上で、観光客が何も知らずにあの階段をおりたらタクシーしかないよ、あそこは階段があるんで隠れて見えんよというんじゃないしに、観光案内所はこっちにありますよというような形を十分とって配慮してあげていただきたいと思えます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議員御指摘のとおり、誘導するような標識というのは必要だと思っておりますので、その点についても整備して、観光客がすぐに観光案内所へ来てもらえるような環境をつくっていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋幸幸君） 1点ちょっとお尋ねいたします。

17ページが目観光振興費、1報酬のDMO設立準備委員会委員報酬なんですけども、当初は委員会のほうでも外部から専門の方を入れてとかというお話もあったと思うんですけども、その委員の構成もできたら教えていただきたいのと、あと今年度のずっと何回される分なのか。あと、当初予算でそのDMO関連の予算、あったと思うんですけど、それとはまた別の委員会というのが要ることなんではないでしょうか。その辺だけ教えてください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

DMO関係についてでございますけども、まずDMO、今回、設立準備委員会を立ち上げることについてですけども、当初、DMOをどのような形で進めていくのかというところも踏まえて御提案いただくような形で今回5月にプロポーザル、入札させていただいて、当初予算のときにはなかなかやり方というものもはっきりしていなかったところがございますので、実際

は委員会を立ち上げてやっていくんだろうなとは思っていましたが、まだそこまで確定しているものではございませんでしたので、今回ある程度方向性が見えてきましたので、その分の経費というような形で計上させていただいているところでございます。

あと、委員の候補についてですけども、まだ確約、参加していただきますよという要請もまだ出せていない状況なんですけども、今我々が思っている委員といたしましてはJR和歌山支社さんになるかと思えますけども、JR和歌山支社さん、紀陽銀行さん、あと地域の銀行ということで新宮信用金庫さん、地域の青岸渡寺さんであったり、熊野那智大社さんであったり、あとは名古屋圏からのほうも意見を聞きたいなということで名鉄観光さん、ちょっとまだ確定はしてないんですけども、そういう観光に特に関係しそうなところの地元というよりは外部の方と、あとは旅館組合も入ってくるのかなと思ってますけども、それについてはまたきっちり決まってくると思いますので、そのときにまた御報告させてもらいたいなと思っております。

あと、スケジュールにつきましても少しおくれぎみですけども、この議会が終わってからこの委員会を立ち上げること、今回御承認いただけましたら至急準備にかかりますので、その後、なかなか遠い方もいらっしゃるので、全体的な会議としては、地元中心の委員会の委員さんになれば5回参加していただいて、遠い方については少なくとも3回ぐらいの会議に参加していただくと。それとあわせて、地域住民への説明、勉強会、そういうのもあわせてやりながら何とか2月、3月ぐらいに会社のほうまで設立していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） もう当初予算で予算組まれてましたんで、できるだけ早急にかかっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 1点だけお願いします。

10ページの災害復旧の補助金の林道小匠小森川線の補助率のことでちょっと伺いたいんですが、0.65ということで65%が林道の一般的な災害復旧の補助率ということなんですけど、ある一定の基準を超えると8割とか9割という高率の補助率というのもあるわけですよ。例えば、激甚災害なんかを受けたときは8割だとか9割という大きな補助率なんですけど、それ以外にも連年にわたって大きな被害を受けたときなんかも、そういう補助率のかさ上げに該当するというのを以前聞いたような気がするんですよ。だから、それで考えると、ここのは同じ箇所じゃないんですけど、毎年のように林道のあれは何線だったかな、あれもこの小匠小森川線ではないけど、ほぼ同じような場所でこの数年災害復旧で工事があって、もうかなりのお金をここに投じられてるわけですよ。だから、そういうのも加味してもらって、何とか8割というような、当然査定があるんでしょうけど、頑張っって受けられなかったのかなと思うんですけど、その辺、建設課のほう詳しいんじゃないかと思うんですけど。総額がもう大きいんで、65%じゃなくて8割とかになったら助かるわけですけど、そういうことは該当は難しいのか、

ちょっとお聞きします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 林道災害の補助率につきましては、申しわけございません、私のほうではかさ上げ率の制度の中身については細かくは存じ上げておりませんが、公共土木施設災害復旧事業の国庫負担率、通常、災害ですと66.7%、3分の2というのが全国各地で行われている災害復旧事業でございますが、それに対しまして激甚災害ならずとも例えば標準税収入額の2分の1を超えるような復旧費用であれば75%でありますとか、また標準税収入額の2倍を超えるような年間の災害復旧事業費なれば4分の4、100%の国庫負担率となったりする場合がございますので、今回の事業費を考えますと数千万円では余りかさ上げ率はないのかなと思っております。こういう答えで申しわけございません。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 14ページの工事請負費の煙突の工事なんですけど、コンクリートの落下防止、これの金額の予算取りの経緯と、落下物があったんでしょうね、それがどれぐらいの物で半径どれぐらいのところへ飛び散ったのか。お客さんにも危険を生じ、仕事の関係者にも危険が及んだらあかんというので緊急にしたんやというので、まずそれを簡単に教えていただいたら。

そしてもう一つ、次の15ページの田辺射撃場に対する田辺市の工事で、国の補助金を50%いただいている工事と聞いたんですが、あくまでも相手は民間業者で、よく田辺市が田辺市の事業としてやったなという経緯があるんですけど、今後、この工事でもうしばらく大丈夫なのかと。また、お金を出さなあかんような感じになる、それも心配ですからね。あくまでもここは民間の施設ですので、うちも昔は遊木の鉄砲屋で宇久井にはありましたけど、射撃場。そんな民間のところにお金を出すというのも簡単に公共性があるのかなというのがありましたので、ちょっと聞かせていただきたい。

もう一つ、避難路の整備なんですけど、19ページ、避難路ののり面の工事というんですけど、避難路ののり面の工事をやって中途半端なことをして避難路、大事なところですからね。どんな工事をされるのか。それで、現状どんな状況なのか。予算規模で2カ所で160万円ですからね。つい簡単な工事で済むようなあれなのか。後々どうせやるならちゃんとした避難路にしていきたいというのがありますんで、このところよろしくお願いします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

煙突の外壁コンクリートの飛散箇所ということなんですけども、現在、煙突がございますのはちょうどクリーンセンター、施設の裏側の資源化物のストックヤードの近辺でございます。その近辺は、利用者の方が資源化物であったり廃棄物であったりというものを車等に積載して、そして通る場所になっております。その箇所の通路部分に落下したものでございます。その予算取り経緯ということですが、これにつきましてはこの施設を運営委託しております株式

会社K E Eのほうに見積もりを依頼して予算取りをさせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

田辺の射撃場の関係でございます。こちらの施設については議員おっしゃるとおり民間の施設でございます。そしてまたこの民間企業については田辺市の鳥獣害対策協議会の委員でございます。そして、この協議会の委員であり、かつ法人格を有する場合におきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の補助対象となるということで、30年度から田辺市のほうでその事業採択を目指してやっていたという経緯でございます。そしてまた、施設につきましてはほとんど新設、そういった格好でございますので、何年もつというのははっきりわかりませんが、当分の間はもう必ず大丈夫と思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 19ページの災害対策費の関係でございます。

今回、避難路の整備工事ということで、2件お願いしてございます。2件とも、のり面の工事でございます。

まず、小坂山につきましては、のり面の吹きつけ工事、それから手すりの設置ということをご予定してございます。小坂山につきましては、避難路自体の石積みが崩れてきておりまして、それが民地のほうに落ちるような形になってございます。それをとめるために、吹きつけしていくものでございます。あと、同時に、簡易な手すりがついておるんですが、そちらも改めて設置する予定でございます。

あと、浦神西のほうでございます。こちらは海蔵寺の裏手に上っていく避難路でございますが、上っていく道の山側のこちらも石積みのほうが崩れてきておる状況でございます。この石積みが崩れると、避難路に落ちてまいりましてそれが通れなくなるような状況となっております。その石積みを固めるため、セメントで吹きつける形になるものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） コンクリートの落下防止対策ということ、現状を見いもせんと発言もいろいろするのも失礼やと思うて、ちょっと現状をクリーンセンターに見に行ってきたんですよ、町長。ほんで、今、資源ごみのところってすごく離れてますよね。資源ごみのところの運搬の道のところまで落ちてきたと言うんですけど、コンクリートの塊って、これぐらいの塊、18メートルの高さから落としたりってそんなに風で飛ぶこともないと思うんですけどね。現状、アサガオというのを今してますよね。あれを超えたんですか。あれを突き破ったんですか。とてもじゃないけど、握り拳ぐらいのコンクリがそんな距離まで、18メートルって、下、10メートルありますけど、地面から。落下物が果たして上からこうやって落として、そんな10メートル以

上離れたところまで飛びます。はねてそこまで転がってきたんかもわからんけど、普通、僕、ちょうど10メートルのところ、ここのところへチューリップ、落下防止柵つくってますよね。あれを超えるとは考えにくいんですけどね。あれ、今、簡単なやつやったものであれを突き破ったんですか、ネットを。それやったら、ここのところを対策したらええだけですからね。費用もそこまでかからんような気がするんですけどね。下のダクトのボルトの補修も入れて1,100万円ということなんですけどね。余りにも費用が井勘定なんちゃうかなという気もしましたもんでね。足場でどれぐらい要るんか。どんな足場を組んでやる工事を考えてあるんか。ほんで、ビニールの金網って材料的に一番安い素材やと思うんですけど、そんなにかかるかなあという見積もり。予算の取り方に対して、もうちょっと納得のいきにくいところがあるんですよ。現実、今まで那智勝の予算取りのときに、漁会の今、冷蔵庫建てたときにあそこの鉄筋コンクリートの上が2階、木造の建物をとるときにも予算取りしたときに、始め1億2,000万円ぐらい言ってきたんですよ。ほんで、僕、現状、余りにもちょっと高過ぎやせんかなあと思って見に行っているいろいろ研究して、ほんでそのときにも委員会からも見に行ってもらったんですよ。ほんで、そのとき、あくまでも予算やったから認めても執行に対しては十分に気をつけてくれて、その当時、寺本町長に言うたんですよ。そうしたら、案の定、その年に執行されず、次の年も執行されず、その翌年度、3分の1ぐらいの4,000万円ぐらいまで下がったんですよ。そんな経緯もあるんですよ。あのまま入札したあつたら1億2,000万円、1億1,000万円、ちょっと安くなってもそれぐらいで工事されちゃうと思いますよ。これに関しても、もうちょっとその金額に対してもどこで見積もりとられたんか。建設課が予算を見たのか、いろいろな設計士に聞いたのか、予算取りの面。

また、その事業内容がこれじゃなしにほかのやり方、今やっているアサガオを大きくする、今の強度を高めるという方法でも十分それは防げると思いますよ。そのコンクリートの破片があそこの資源ごみのところまで落ちるということ自体、普通常識的に考えてもそこまで斜めにこうやってコンクリート、そんだけの塊のもの、落ちていかんでしょ。現実、この10メートルの高さのところ、ビニールの工事をするちょうど一番下のところに今現状、落下防止柵みたいなのをしてますよね。それを強化するというたら1,000万円も要らんとしますよ。ほんで、もしこの煙突事業を工事するなら延命のことも考えて、同じするならエポキシ注入でそのコンクリートが浮いてあるところを押さえるとか、今多分、打ちっ放しの上に簡単な塗装をしてやったあるんですよ。それがコンクリートの劣化で落ちてきやるんだと思うんですけどね。そういうことも防ぐ工事にするか、どうせやるなら中途半端なことをせんと、もうちょっと調査して精査してやったほうがええんじゃないですか。中途半端な工事でもつたいない事業かなあどうも心配するんですけどね。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、落下防止ネットでございますけども、これにつきましては煙突の踊り場部分に昨年度、万が一の落下に備えてこれを急遽設置したというものでございます。ネットを支える金属

棒につきましても簡単な溶接でございますので、余り重量物の落下にはこれは耐えることができないということで聞いております。あと、そのコンクリート片の落下ですが、このネットを乗り越えたのかどうかということですが、そのまま直下に落ちればこれを越えることはないんですが、例えば落下の途中で煙突の外壁に衝突してはねる、またそのはねたものがこの踊り場の鉄柵等にはねて落ちる、そういったことがあるというふうに聞いております。そのネットの強化ということも確認したんですが、このネットの範囲拡大ということには支柱等の追加が必要ということで、これについてはちょっとまた費用がかなり高額になってくるということでお聞きしておりますので、それであれば煙突本体の中央部分だけですけども、これを強度を高めることとあわせて今回予算取りをさせていただいておりますビニール被覆の金網で覆うという方法が一番ベストではないかということで、業者のほうと相談させていただきまして、そして今回の予算措置に至った次第でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 課長、嫌みで言いやると違うけど、ほんでその煙突ってこない斜めになってあるよね。だから、ここのものが落下してはねてって、それでもあそこの道まで飛ぶかというのもある。ほんで、そのチューリップの受けてある、鉄筋溶接してますよね、今。あれやったらどうやろう、19ミリぐらいのやつでやってあるんかな。あれを強化するんやったら1,000万円かからんですよ、剥がしても。支柱を下から立ててあげるとか、そういうことをしなくても十分もっと強度のあるものをつくれますよ。ほんで、コンクリの塊、それは1トンもあるよ、煙突が落ちるらという事は絶対ないでしょう。もしそれが落ちるようやったら、もう煙突自体、ほんで大工事せなあかん。それも含めて、ちゃんとした調査もしてないでしょう。その調査も含めてもうちょっと精査して、同じお金かけるなら1,000万円超えてでも価値のある事業にしません。ほんで、私の言う、そのチューリップで十分落下防止ができるということも考えられますよ。もう一遍精査しません。緊急を要するというのは、3カ月待てませんか。12月にまたどうしてもいろいろ精査した結果、委員会、各議員も勉強した中、やっぱり一番最初の案がええというたらそこで僕も納得したら当然賛成させていただき、何も嫌みで言いやると違うんですよ。もっとええ案あるんちゃいます。あの1,000万円の工事、できるだけ抑えてたほうがええんじゃないんかなあ、もっとええ案のええ工事があるんじゃないんかなあって思うんですけどね。建設課の建築に携わってある人間やったらもっとええ案あるかなと思いますしね。この見積もりもとったのを今、包括契約されてる業者さんが見積もったんでしょうけど。そこもちょっと言葉は悪いんか知らんけど伏魔殿のようなガラス張りやない、わかりにくいあそこのことを言うたらちょっとタブーなぐらい何かおかしい雰囲気がありますからね。そういうことも払拭するためにも、一遍ちゃんと、たった3カ月の間ですから、調査研究してやったらどうですか。町長、本当に今後のクリーンセンター事業のためにもよ。もう、そういうイメージを持たれんように、どうですか。同じお金をかけるのならええ仕事しましょ。この金網張るだけやったらそりゃ落下防止はできるやろうけど、煙突の強度とかそんなの全然保てるもんやないと思いますよ。コンクリの落下、浮いてあるところあればエ

ポキシ注入。どっちみち足場組むんでしょからね。たたいたら浮いたところってわかるんですよ。エポキシ注入してもええし、いろんな今手法がありますわ。同じかけるならもっとええ方法あるんじゃないかなあと思うて。3カ月ちょっとの間、もうちょっと審議してもええんじゃないかなと思うんですけどね、慎重に。どうですか。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず、煙突の状態でございますが、現在、表面のコンクリート部分が膨らみがあるという箇所が若干ございます。ここの部分からのコンクリート片の落下が見られておるということでございますので、先ほど御説明させていただきましたとおり、最大で15センチ角程度のものが落下しております。ですので、非常に大きなものが落ちてくるということは想定はされておられません。

あと、その契約の関係ですが、今現在、緊急修繕を除いた通常の施設の維持管理に要する工事、修繕も含めた包括委託契約ということで運営を委託しております。これにつきましては、さまざま方法が考えられるところでございます。それにつきましては、今後、新たなクリーンセンターの建設に向けて運営委託の方法等を今現在、鋭意研究しているところでございます。これにつきましては今後も研究を行ってまいりたいと考えております。

そして、現在の予算ですが、これは現状の契約がございまして、現在委託しております株式会社K E Eのほうと随意契約ということになりますが、予算の執行に当たりましては見積書の精査を含め、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

あともう一点、もっと強度を高める工事がいいのかということでございます。それはまだ工事、費用をかければまだそれをするということはできるんですけども、これはかなり高額な工事になってまいります。今現在、新しいクリーンセンターの建設計画が進んでいる中で現行施設を使用するのがあと数年というふうに考えておりますので、その中においては必要最低限の補修工事を実施したいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） そうしたら、数年やったらよ、数年に1,000万円というのはちょっと大きい、もっと違う方法あるん違うん。僕、今までの経験上あると思いますよ。ほんで、建設課にも聞いたんか聞いてないんか知らんけど、建設課にも建築さわりの子らにも聞いたらいろんなほかの案出てくるん違います。そんなにすぐせなあかん。もしかかるとしても、すぐ工事にかかってどうのこうのじゃないでしょう。頻繁にそんなに落ちてきてるんですか、そこまで。同じお金を使うのなら慎重に使いましょう。ほんで、もっとええ方策、事業内容はあるんちやいます。非常にもったいないようなお金の使い方やなあと思うんですけどね。ただ、今の段階で、その先でいろいろ委員会でも見てもらうよう精査したら、やっぱりこれが適切だったよということがわかれば、当然僕も賛成、すぐやればええんですよ。12月でも間に合うんじゃないですか。町長、現実、僕朝見てきたんですよ。きょうじゃないんですけどね。ほんで、その剥離して落ちてきてある場所というの、双眼鏡も持っていったんですけど、18メートルの間

で三方しか悲しいことに見えないんですけどね。そういうところは確認しにくかったですけどね。僕は民間で経営してあるんやったらこの工事はちょっと待ってもらえんかなあ、お金使うのちょっと気張ってくれんかなあと思うぐらい、チューリップの落下防止柵を何とかしてしようかなあ、僕やったらしますけどね。どうですか。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

現クリーンセンターですが、これはあと数年使用する必要があるということなんですけども、その間、この施設に関しましては町内の廃棄物処理を安全にかつ安定にこれを行っていく必要がございます。そのためには、やはり来ていただいたお客様、そしてそこで作業されている方、これらの方の安全を一刻も早くこれを担保したいというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 煙突の修理の関係でございます。

さまざまいろいろ御意見いただきました。実際には煙突の一部が落下したということで、まず危険を除去する必要が絶対あると思います。そういう意味で、特にずっと施設を見てこられた方々から意見をもらった内容でございますので、いろいろな方法はあるかもしれませんが、これがベストだと考えております。そういう意味では、まず危険を除去するという事となるべく早く工事したほうが働いている方や搬入される方の安全確保という意味でもすばきではないかなというふうに考えてございますので、ぜひ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 済みません、16ページのその漁港のトイレの関係なんですけど、当初3,560万円で当初予算で予算をとられていて、今回700万円の補正をとられています。当初は過疎計画の関係の議案があったんですけど、過疎計画に入れずに起債で予算化をしていた。過疎計画の変更が間に合わなかったのかなあと思いますけども、ちょっと順番がおかしいんじゃないかなあという気がします。

また、専用の風呂もあるということを知ったんですけど、これは当初なんですけども、以前にシャワーもあったかと思うんですが、ここらあたり施設として漁港施設を取得したという状況であれば、地方の卸売市場の事業会計、特別会計を使うべきじゃないかという考えもあろうかと思います。そこらあたりの切り分け、一般会計でやるのと市場会計を使うのと、そのあたりの基準がどうなっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それと、17ページの今回の旅行案内所の整備工事なんですけども、これはこの間、現場もちょっと見せていただいたんですけども、ちょうど雨のときで下へおりていくという動線がどんなかなあ。どっちかという下へおりてしまう、階段使って、今の観光協会のほうへおりてしまうんじゃないかなということも考えたんですけども、この通路の部分、階段からおりて

足湯との間なんですけども、ここらあたり、動線ちょっと確保していただくのと、その間にせっかくの足湯もありますので、屋根なんかを設けていただいたらちょっと観光の拠点案内所としてももう少し広がりが出るんじゃないかと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

漁港のトイレの関係でございます。こちらのほうの当初予算計上の内容でございますけども、確かにトイレと、そして専用のシャワー、そしてお風呂が併設してございます。そして、市場特会のほうでつくったらどうなのかという御意見でございます。確かに、市場の中にそういった施設を設けるのであれば、これはもう市場特会でやらなければならないと考えてございますけども、今回、市場の中ではなくて、敷地内ではございますけども観光用のトイレと併設して、水産振興のために専用にお風呂、そしてシャワーを建てるということで水産振興費のほうでやらせていただいております。そして、以前にもシャワー、ございました。そして、新冷凍冷蔵庫を建てるに当たって、そのシャワーのあった古い建屋部分を壊してしまいましたので、現状、シャワーがございません。そういう状況なので、建てるといった状況でございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 勝浦漁港トイレ等新築工事の関係と、あとそれに絡みます過疎債の関係でございます。

当初予算の中では、過疎債で当初予算の中で組み入れてございます。今議会、先ほど頂戴いたしました分につきましては、あくまで過疎計画の変更ということでさせてもらったものでございます。当初予算の中で過疎債の借入れという予算組みをしておりますが、県と協議の上、それが県のほうからのゴーサインが出て初めて議会の議決を得てというような段取りとなっておりますので、例年どおりこの議会で御承認をお願いしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

雨天時の階段と足湯と観光案内所の屋根等の整備についてでございますが、確かに必要なところなのかなというところはございますが、ちょっと予算の関係もありますので、どれだけのものができるのか、また新たに予算を取り直してやるほうがいいのか、そこら辺、全体的に一度考えさせていただいて何らかの形で進めていきたいなあと。今回できるのであればやっていきたいと思っておりますし、また新たにというような形になるかもしれませんけども、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 1番城本君。

○1番（城本和男君） 漁港のトイレ等の新築工事につきましては、うちの特色が観光もあり漁業もあり、それが一体となっておりますので、その切り分けは大変難しいところかと思うんですけども、市場の経営ということもございますので、そこらあたりは先ほど課長が説明していただいた基準のとおり、また慎重にお願いしたいと思います。

そしてまた、この観光案内施設なんですけども、町のJRの玄関口になりますので、それと那智勝浦町の観光のメインの通りと町長も位置づけされていると思いますので、できればそのような形で御活用いただきたいなと思います。期待をしておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 何点かお聞きします。

まず、土木費の中の築地の河川改修工事の件ですが、先ほどちょっと聞く時間があって少しお聞きしたんですけど、場所が確定しないので場所はまだということなんですけど、被害を受けた町民の方はもう一日でも早くという声をよく聞くので、これは多分入札と発注があると思うんですけど、なるべく早くしていただきたいというのが1点と、17ページの観光振興費の委託料、観光コンテンツ多言語編集委託とかの中の説明の中で、携帯型の翻訳機とかというお話をされてたんですけど、ちょっと資料を探してあってちゃんと聞き取れなかったんですけどもう一回ちょっと説明してほしいのと、翻訳機の資料がホッチキスでとまってあるはずなんやけどとまってないんで、結構探すのに時間がかかって、もう一回説明していただきたい。

それともう一点、12ページ、企画費の中の委託料、地域循環共生圏構想なんですけど、これは環境省からの補助金ですね。環境省からの補助金が200万円で、資料映像か何かの放映も参考資料の中に書かれて、200万円とプラス一般財源から24万9,000円かその辺やったかな、の金額が一般財源から出るということの資料の中で、その辺の整合性はどないなってるのか。その辺、済みません、先にちょっと資料欲しいです。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員にお渡ししてございます資料に不備があったという御指摘でございます。気をつけるようにいたします。本当に申しわけございませんでした。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 築地排水路の入札を早くしてほしいという御要望でございますけども、今年度、当初予算でいただきました築地地区の地形測量の成果が今月に入り出そろってまいりましたので、これからそれらをもとに整備区間を検討し、早期に少しでも浸水対策を行いたいと考えまして、今回予算の計上をお願いした次第でございます。

整備箇所でございますが、まずは過去から浸水の深いエリアの解消を優先できるよう、市場前の県道や漁港施設を横断して直接勝浦港に排水できるような区間を選定をしてまいりたいと思います。そして、なるべく早く着工できるよう、もう既に新宮建設部のほうへは県道や漁港

施設を取り壊して排水路を設置したい旨の御報告はさせていただいております。設計図書等が作成でき次第、建設部とも細かい協議に入りまして整備を早くできるよう努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

多言語編集の事業の話だと思いますけども、これにつきましては関係資料のほうの右下の携帯型通訳機を主に導入することを想定しております。これにつきましては、一応事前に商工会を通じて町内の店舗さん等々に利用に当たって利用の意思があるかどうかというところを含めて調査させていただいたわけですが、その際に導入に当たっては協力金という形で協力してくださいねということと、あとキャッシュレス決済も導入していただいていますよねということと、多言語メニュー対応していただいているところにお貸しさせていただくという、ちょっと条件づけさせていただいているんですけども、それをすることによって町内のキャッシュレス化であったり多言語対応がより進むのではないのかなと思いましたが、そういう条件をつけさせて……

〔2番東 信介君「エリア」と呼ぶ〕

はい、携帯型の通訳機の導入を考えております。

当初は国の計画が駅中心で町歩きできるというようなことが条件となっていましたので、駅から海側へ向いてのところを計画区域に定めて、その区域内の店舗でこういった携帯型の通訳機を使うのであれば補助の対象になるんですけども、その計画外のところについては補助対象にはならないんですけども、町全体で進めていく必要があるのかなと思いましたが、その分については単費で今回導入させていただきたいと考えているところでございます。

あと、企画費のほうなんですけども、これにつきましては補助金が上限200万円ということについておまして、200万円までの事業についてはそのまま200万円、国のほうから補助いただけると。それを超す分については町単費でやることとなりますので、その分で少し24万9,000円、ちょっとオーバーしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） この地域循環型の委託事業ということ、これは環境省から那智勝浦町が委託するということですね。委託計画を発注、公募したりプロポーザルでよくしたりされているんやけど、これは市と町では委託の形態が違うのかな。市ではよく環境課みたいなのところがあって、脱炭素化、そんなことを兼ねたり、脱プラスチックとかそういう計画、自分ところの二酸化炭素削減のポリシーを上げて地域の特性を出して委託されてあるところが多いんですけど、宮古島とかやったら項目の中にサンゴとか、山間部やったら森の中の酸素の発生をとかという、そういうような項目をつけて委託を受けてあるところが多いんですけど、市やったらそういう部課、そんなところがあるからそういうような形態で環境省から受けてあるのかな。町やったらまた違う受け方するのかな。その辺と、もう一点、多言語対応のキャッシュレスとい

うんですけど、駅から海側ということで別に結構なんですけど、キャッシュレスで今、現実、iPadみたいなやつで半分ぐらいがそういうようなキャッシュレスなんです。その中に、多言語対応のアプリが入っているんで、どこまでこの予算が要るのかなあと思うところがちょっと1点あるんと、その循環型の件に関してはちょっとわからんのやったらまた後でも結構なんで、済みませんが、答弁をお願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 地域循環共生圏に関するお問い合わせについてお答えいたします。

この事業につきましては、今年度、環境省のほうで地域循環共生圏づくりを進めていく組織構築に向けてその組織を立ち上げるに当たっての補助金ということになりますので、決して環境省からの委託というわけではなくて、組織をつくり上げるために活動するための補助金というような形で補助をいただいているところでございます。

この委託につきましては、今年度事業としては当初、補助申請のときに、うち、町だけでほぼ考えたところもあるんですけども、当然ビジョンがあって、どういう計画で地域循環共生圏に取り組んでいくというところをお示ししているんですけども、そのときにはまずビジョンとしては、熊野信仰に基づいた環境負荷の少ない暮らしで、住民幸福度が高い観光の町を将来ビジョンに掲げております。そのビジョンをもとに、地域の課題である少子・高齢化、人口減少、災害への備え、観光以外の産業育成、関係人口の増加、公共交通空白地帯の解消、獣害耕作放棄地などの問題を、地域資源を活用して解決を図っていくこと。例えば、実際に事業になるかどうかはわかりませんが、ホテルなどの燃料消費を重油から町の製材所へ、製材所から出る端材や間伐材を使って木質バイオマスに変えることにより、いわゆる地域資源を活用して持続可能なエネルギーを生み出して、今まで燃料という部分でいいますと地域外から購入していたものを、地域内での購入に変えることにより地域にお金が落ち、災害時の緊急電源としても使えるというような災害対応時という社会問題まで解決できるのではないかというような、まだこれはあくまで構想なので、そういった事業というのもできていくんじゃないのかという、そういう取り組みを進めるに当たってのまずは組織づくりというような形で補助をいただいたところでございます。今回の委託金につきましては、そういう大きな構想であったり、具体的などころまではあれですけども、大きな構想策定のお手伝いをいただく環境問題に詳しい民間のコンサルさんになるかと思っておりますけども、そういったところに御協力をいただいて構想の策定のお手伝いをさせていただくための委託というふうになります。

あと、キャッシュレスの関係です。なかなかキャッシュレスの関係が本町では進んでいないのかなあというところもございましたので、条件として入れさせていただいたところなんです。実際、議員御指摘のとおりいろんな形でのキャッシュレス決済というのがあるんですけども、まだまだ少ないのかなと思っておりますので、こういう多言語の翻訳機を入れることによってそういうのもあわせて進めばいいのかなと思っておりますので、今回条件とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 翻訳機の相応の負担をしてくださいというようなことをちょっと話されていたんですけど、金銭的な負担、大体どのぐらいの金額を想定されてあるんかだけ、済みません。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

相応の負担につきましては、1台につき3,000円を想定してございます。当初、推進する意味でも無料でもという考えもあったんですけども、無料だから借りられるとかそういうのではなくて、ある程度金額を負担してもらうことによって一緒に頑張ってもらえるところなのかなと思っていて、ほかの町でも1台3,000円ぐらいでやられてましたので、そういうところから3,000円で想定させていただいております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時47分 休憩

16時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

本件について、引地稔治君からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

提出者説明。

○7番（引地稔治君） それでは、修正案の説明をさせていただきます。

そもそも提出させていただいた理由については、正直なところ嫌みでも何でもありません。意地悪でもございません。ただ、今までの経験上、コンクリートの落下防止に対してはもっと慎重審議を重ねてすべき、もっと違う工事案があるかもわかりません。ほんで、金額に対しても、もっと足場代幾らとか足場を組んで工事するんやと思いますけど、ほんで平米単価が幾らになるとか、材料費が幾らになるとか、人件費が幾らになるとか、そういう説明であつてもよかつたかなと。とてもじゃないけど、もうちょっと入札の仕方によつても、競争入札が原理が働いて正当な額でできるかもわかりません。いろんなそういうこともろもろあり、なかなかこの原案には賛成しにくい。そして、もしこれが緊急を要することなら、今、9月です。10月、

11月、12月まで3カ月、委員会、議員全員でも建設委員会の昔はあったんですけど、その委員会を厚生委員会の人も見に行き、本当に現状を見ていただいてもらって、本当にこの1,000万円の工事が適正なものかというのを判断していただきたい。そうじゃなけりゃあ、町民にもなかなか我々説明しにくい。今の状態ではとてもじゃないけどもっと安上がりになるんじゃないかな。それで、その落下物が資源ごみのところまでコンクリートが飛んだというのは、もしかしたら下のチューリップという落下防止柵があるんですけど、その鉄筋に当たりはねたのかもしれない。今は鉄筋を手すりに溶接して、それへネットを張っているような状態なんです。今、その工法というのはいろんながあります。落下してもはねやん素材のもの、上へ引く工法もあります。それでも、僕はとてもじゃないけど1,000万円はかからんと思います。落下による人命を守るためには、ほかの工事のやり方もあると思います。それも含めて、もとの形に戻る、今の原案の方法が一番いいという結果になるかもわかりません。ただ、3カ月の間、その審査する期間があってもいいんじゃないかと思いますので、一旦この9月に出されたこの原案に対しては修正案を出させていただきます。そういうことで出させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（荒尾典男君） 修正案に対する質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） ちょっと、今の修正案の議員と住民課長のほうの説明の中で、僕、正直言って食い違いがあるんじゃないかなと思うんです。あそここの煙突から落下したものがストックヤードのほうまで飛んでいくという意味で住民課長は言うたんじゃないと思うんです。あれは私も経験ありますが、あそこへガラス類とか燃えるごみとか放りにいくときは、あの事務所の前のはかりのところへ乗りますわね。それから行って、そこで燃えるごみは一旦そこへ置いて、あと燃えないごみをこのストックヤードのほうまで自分の車で通るんですよ。そのときの近くに煙突があるんですよ。それを住民課長は、そこで落ちてきたんで、その車とか作業員に当たったら危険だという説明で僕は理解しとった。だけど、今の修正案を出された議員は、そこら辺散るかもわからんということで、こういう案が出てきたんですけど、もし仮に今、議員言われたように12月まで3カ月延ばして、それからよう研究してやったらええやないかと思うんですけど、僕はすぐにでも、先ほど……。

○議長（荒尾典男君） 討論になってます。向こうに言わないと。自分の意見になってます。

○12番（亀井二三男君） 僕はこうやって予算的に全部工事請負費をゼロにするのではなしに、危険な今言う、チューリップでも何でもやっておかなければ、この3カ月ぐらいでもし人身事故が起きた場合どういうふうな行政、責任とるような形になるんですか。

〔「質疑やから、それはこっち向いてできん」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 食い違いの部分だけやらせてください。食い違いの部分だけ質疑ということで、そちらの対策ね。食い違いはないですかということ。あそこまで飛んでないということです。

○7番（引地稔治君） 説明、答弁、させていただきます。12番議員さん。

済みません、僕の説明悪かったんかもわからんけど、当初見に行ったときに亀井議員の言われる場所に車をとめて見ました。煙突の、僕はちょうど山側へとめたんですけど、距離的にいうたら僕が車をとめたところは煙突から15メートルぐらいのところですよ。ガラス類のところへ行く手前の広場、資源ごみをちょっと置いてますよね、広いところ、そこへとめたんですよ。僕が言うのは、落石がそこまではねるとは当然想像できません。一般の方が通るところまで飛ぶとは、今現状されているチューリップでも十分その範囲に落ちると思いますわ。僕が見に行ったときには、その18メートル間で落ちそうに思える、あくまでも目視なんですけど、双眼鏡を持っていきましたよ。落ちる可能性を感じませんでしたね。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度、原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。繰り返します。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度、原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

原案に賛成者の討論はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 当局の出された原案に賛成をいたします。クリーンセンターの煙突修繕工事につきまして、現状、コンクリート片が落ちており、危険な状態にあります。修正案が出されました提出者の御意見もわかりますが、根本的な解決にはなりません。町長が御説明あったように、専門的意見の中で修繕料を見積もったものでありまして、利用者の危険を回避するために当局に出した原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

2 番東君。

○2 番（東 信介君） 落下物の工事をするなどということじゃないんですけど、落下物の工事に対して管理会社に委託されたあつて、じゃあその工事に対してどういう工法があるんかとか、そういうのを検討されて、その金額が大体委託されたところから出てきた金額が妥当だという判

断をされてのことなのか。ですから、修正案に私は賛成したいと思います。

○議長（荒尾典男君） 繰り返します。

まず、原案賛成者の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度、原案賛成者の討論を行い、続いて修正案賛成者の討論を行っています。

原案に賛成者の討論はありませんか。

〔3番曾根和仁君「賛成、3番」と呼ぶ〕

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 賛成の立場で討論させていただきます。

既にコンクリート片が落下しているという事実を重んじるべきだと思います。落下する可能性があるというような、まだ危ないというんでしたら再検討の余地があるんですけど、もう既に落下している以上、また再検討する間にもし人身事故があった場合には、逆に大きな責任が生じますので、既に落下しているということを重んじて早急に工事をすべきだと思いますので、賛成いたします。

○議長（荒尾典男君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから議案第81号について採決を行います。

まず、本件に対し、引地君から提出されました修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第82号 令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第82号令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第82号令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,188万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,939万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款7の繰入金から款9の諸収入まで、歳入合計で補正前の額25億4,751万1,000円に補正額で4,188万7,000円を追加し、計で25億8,939万8,000円とするものです。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費と款7諸支出金の補正により歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は4,188万7,000円の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額24万5,000円は、説明欄記載の事務費で実績見込みによるものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額3,348万6,000円は、前年度繰越金でございます。

款9諸収入、項3雑入、目1雑入、補正額815万6,000円は、説明欄に記載の国保連合会返還金で、前年度分療養給付に係る国保連合会納付金の概算払い金の精算の結果、余剰が生じたため、これを受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分18備品購入費22万7,000円は、説明欄記載の国保連合会通信用パソコンで、現在使用しております平成23年度購入のパソコンのOSウィンドウズ7のメーカーサポートの終了に伴い、これを更新するものでございます。節区分25積立金3,348万8,000円は、御可決いただきました国民健康保険基金に平成30年度決算に係

る剰余金を積み立てするものでございます。

款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、補正額817万2,000円は、平成30年度療養給付費に係る普通交付金の精算に伴う県支出金の返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第15 議案第83号 令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第83号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第83号について御説明申し上げます。

議案第83号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,469万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,502万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、事業確定によります精算及び備品購入によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、款7繰入金及び款8繰越金の補正で、補正前の額20億9,032万4,000円

に補正額2,469万8,000円を増額し、計21億1,502万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費及び款4諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1ページの総額と4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1介護給付費交付金493万1,000円の増額は、介護給付費及び地域支援事業費に要する費用に対する第2号被保険者の負担分が社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、事業確定による精算交付分でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節2その他一般会計繰入金19万2,000円につきましては、備品購入に係ります一般会計からの繰入金でございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金1,957万5,000円の増額につきましては、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節18備品購入費19万2,000円の増額につきましては、国保連合会と通信していますパソコンがウィンドウズ7のサポートが終了することから使用できなくなるため、対応するパソコンを購入するものでございます。節25積立金、補正額862万3,000円の増額につきましては、前年度実績確定に伴い、介護給付費準備基金として積み立てるものでございます。

下段の款4諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、節23償還金、利子及び割引料、補正額1,588万3,000円の増額につきましては、平成30年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の交付額の確定による返納金でございます。国庫支出金返納金868万7,000円及び県支出金返納金719万6,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第83号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第84号 令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算
(第1号)

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第84号令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第84号について御説明いたします。

議案第84号令和元年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,164万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

歳入合計の補正前の額5,070万3,000円に補正額94万円を追加し、5,164万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正前の額5,070万3,000円、補正額94万円、計5,164万3,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の94万円につきましては、前年度繰越金

でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節11需用費の100万円と節13委託料の200万円につきましては、市場のPCB含有調査と撤去費用でございます。節11需用費の100万円につきましては、調査した結果、PCBが含まれた照明の安定器を取り外し、配線を接続し直すものでございます。節13委託料の200万円につきましては、約360カ所の照明器具のPCBの含有の調査と廃棄先への登録を委託するものでございます。廃棄処分につきましては、本年度に登録した後、来年度に行う予定にしております。節25積立金につきましては、委託料等の増に伴い、206万円を減額し、1,211万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第84号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第85号 令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第85号令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第85号令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額23億8,626万3,000円に補正予定額209万円を増額し、計23億8,835万3,000円とするものです。第1項医業費用、既決予定額23億415万7,000円に補正予定額209万円を増額し、計23億624万7,000円とするものです。

次のページをお願いいたします。

2ページは予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては、前のページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

収益的収入及び支出の支出でございます。款1病院事業費用、項1医業費用、目2経費です。既決予定額3億6,039万3,000円に補正予定額209万円を増額し、3億6,248万3,000円とするものでございます。節区分15委託料209万円は、説明欄に記載しておりますとおり遠隔医療相談業務委託費用です。遠隔医療相談は、医師や看護師が医療現場で診療方法について助言を受けたいときに、テレビ会議システムにて相談できるシステムで、現役の集中治療専門医がみずからの経験により遠隔での相談システムが必要と考え、起業し、サービスを行っております。十数名の医師が輪番で24時間対応をしております。平成29年度と30年度において、和歌山県立医科大学から緊急医師派遣事業により指導医クラスの医師を派遣いただき、通常の診療に加え、当院若手医師の指導や相談に乗っていただきましたが、30年度で派遣が終了したことから若手医師の負担が増しております。特に、当直や夜間・休日の救急対応時には1人で対応せざるを得ず、また内科の医師が外傷を見たり、リハビリテーション科医師が内科系の症状を見たりといったことも多く、このシステムにより安心感が増し、負担軽減になり、今後の医師派遣にもつながるものと考えております。費用の内訳ですが、テレビ会議システムや電子カルテを共有するためのシステム機器等設置費用を含む初期費用が110万円と、24時間対応のサポート料が月額16万5,000円の10月から3月の6カ月分99万円の合計209万円を計上しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第85号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第86号 財産の無償譲渡について

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第86号財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第86号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

〔議案第86号朗読〕

さきの議案第76号那智勝浦町公営住宅管理条例の一部を改正する条例で御可決を賜りました大字田垣内2090番地にごございます旧那智第2団地C棟につきまして、田垣内区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

令和元年8月5日付で、田垣内区より倉庫として利用したく譲渡依頼の要望を受け、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 一言お願いしておきます。

先ほどの議案第76号の中では、建設課長はこの公営住宅が老朽化して公営住宅から削除するという説明を受けました。今回、その老朽化した住宅をまたこの田垣内区へ無償譲渡するということでありますので、十分気をつけた内容でやっていかなければ、もし仮にそのまま渡して台風とかになって災害等を受けたときのこと踏まえて、十分区との譲渡のやりとりは契約的に結んでおかなければ何らかの支障が出たときつらいと思います。以前にも、色川の小・中学校を受け入れるときに老朽化が激しいということでやった後に中学校がまだ使えるとかというようなことを言うてきて、それは矛盾してあるということもありましたので、十分気をつけて、老朽化が激しい中で譲渡ということで、田垣内区長にも恐らく総務課長、説明するんやと思うてんけど、田垣内区長は区はもろたら修繕してある程度かためなんだら使えんと思いますので、そこら辺もよろしく願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議員おっしゃいますとおり、譲渡に当たりましては慎重に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第86号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第87号 財産の無償貸付について

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第87号財産の無償貸付についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第87号について御説明申し上げます。

〔議案第87号朗読〕

次のページをお願いいたします。

1、土地の所在、登記地目及び地籍につきましては、物件番号1から23までの23筆でございます。

2、無償貸し付けの目的。民間ロケット発射事業のため、射点から半径1キロメートル以内の町有の土地を無償で貸し付けるものである。

3、無償貸し付けの相手方。東京都港区芝公園3丁目5番10号、スペースワン株式会社代表取締役社長太田信一郎。

4、無償貸し付けの期間。契約締結の日から20年間とし、発射事業が当該地で存続する限り、契約をさらに20年間更新できるものとし、以後同様とするものでございます。

本件につきましては、民間小型ロケット発射場が串本町田原に建設することに伴い、その発

射場から半径1キロメートル圏内を安全対策のため、本町に係る町有地分について無償で貸し付けるものでございます。

関係資料のほうをごらん願います。

串本町田原のロケット発射地点を中心とした図面でございます。

図面中心あたりに赤色で記載しております点がロケット発射地点でございます。そして、赤色の線で丸く囲んだ部分が射点から半径1キロメートル圏内で、安全対策としてロケット発射時は立入禁止区域となるもので、緑色で塗り潰した部分が本町の町有地で今回貸与する部分となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 済みません、この半径1キロ以内に那智勝浦町の町有地以外に民間の土地とかそういうのはないのでしょうか。ほんで、その人らはもう同じような条件で無償貸し付けでしているのか。ほんで、いろんなそういうところもちよっとお聞かせ願えたら。

ほんで、この契約内容で20年さらに発射とかして、存続がまた20年して、ここにその会社がおる限りずっともうここの会社の土地のようなもんですかね。どうせなら、無償譲渡でもして、無償で貸し付けるんやったらただあげて固定資産税を少しでももろうたほうがええんじゃないですか、無償譲渡でも。そんな話はなかったんですかね。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 半径1キロメートル圏内におけます土地の状況でございますが、本町以外に民有地等もございます。民有地等につきましては買収というふうなことを聞いてございます。ほぼ、買収についても完了しているというようなことを聞いてございます。

あと、20年の無償貸し付けということでございますが、譲渡のほうがというようなことでございます。こちらにつきましては、ロケット射場誘致につきましては和歌山県、串本町が全面的に支援するような形でやってきたものでございまして、今回、串本町と同条件、同契約により貸し付けを行うものでございます。土地を売ることによって収益を上げるよりも、2次的な波及効果ということ期待して今回、無償貸し付けということをしているところでございます。また、売り切ってしまった場合において、1企業の持ち物となってしまいますので、その後の仮に撤退等の場合において、その辺のどうなるかわからないような点も不安定でございますので、あとその点に加えて、今回、和歌山県がわかやま版PFI融資制度ということで32億円の融資を無利子で行っております。その融資制度の貸付期間が20年とされておるところでございます。その辺にあわせるような形で、串本町に本町も無償に貸し付けるというようなことを選択させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 串本町も、串本町所有の土地があつて、那智勝浦町と同じような条件で無償貸し付けしているんですか。そうなんですか。で、民地に対してはもう民間企業がほとんど買収をしているということですね。そうしたら、串本町はどう判断されたんか知らんけど、うちは別にこの会社を買うてくれと言わいでもね。無償譲渡でもええですよ。もうこの契約見たら、会社がおる限りずうっとここの会社の物のようなものじゃないですか。民間のように買うてくれとは言いませんわ。もう譲渡して固定資産税、微々たるものでしょうけど、それだけでももうたほうがあえんじゃないですか。撤退したときに心配があるからと言いますが、ほか、民地はほとんど買われてるじゃないですか。民地はそこの会社がもう買うてるんでしょう。同じですよ。撤退したらうちだけやなしに、ほかはもうあるんですから。緑かかつてあるところ、ここをもう無償譲渡という形でよろしいんじゃないですか。

○議長（荒尾典男君） 町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 無償貸し付けの関係でございます。

無償譲渡でもいいじゃないかというお話なんです、仮に撤退したときにどこに転売されるかわからないと、そういう危険性があるので、やはり無償貸し付けというような形で所有権は町が持つておくべきだろうというふうなことで、串本町とも県とも相談した結果、無償貸与というふうな形をとった次第でございます。そんな経過がございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 町長言いやるのはわかるんですよ。でも、現実、そんな言い方もあるんですよ。現実、ほとんど民地と違うんですか。民地のところはもう買収してあるんじゃないですか、総務課長。

〔町長堀 順一郎君「民地はほとんどないです」と呼ぶ〕

民地はほとんどないんですか。半径1キロ圏内でしょ。この中で、この緑の部分が町有地でしょう。それで、ここが無償貸し付けするんでしょう。

〔町長堀 順一郎君「那智勝浦町」と呼ぶ〕

那智勝浦町。

〔町長堀 順一郎君「串本町はもっとこっち」と呼ぶ〕

串本町はどこなんですか。どれぐらいあるんかな。これへ書いてます。

○議長（荒尾典男君） ちょっと待ってください。

〔7番引地稔治君「紫が串本町、ほんでこの白いところが民地ですか」と呼ぶ〕

きちっとした質疑をしてください。答弁しながらやるんやなしに、質疑をきっちりやってください。

質疑を始めてください。

7番議員。

○7番（引地稔治君） 済みません。ほんなら、この1キロ範囲の中で、那智勝浦町の町有地、串本町の町有地、民地であった会社が買い受けた土地の広さの平米数を教えてください。ほんなら

ら大体わかる。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 申しわけございません。民地の買い上げた面積についてはこちら、今現在把握してございません。ただ、この図面でお示ししている部分につきまして、串本町の町有地という部分で、町有地、民有地というようなことで分けたものではございません。あくまで那智勝浦町の町有地の部分、緑色に示した部分でございますが、そちらだけを示したものでございます。あと、串本町の町有地の部分、それから民有地の部分ということを区分した図面は、こちらでは御用意してございません。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第87号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

時間延長します。

〔16時55分・時間延長〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第88号 教育委員会委員の任命について

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第88号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第88号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第88号朗読〕

52歳でございます。本館千子氏につきましては、平成29年3月10日から教育委員会委員として務めていただいているところでございます。現在の任期は令和元年10月5日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。御同

意いただけましたら、任期は令和元年10月6日から令和5年10月5日までの任期となります。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第88号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第22 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第21、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてから日程第23、諮問第3号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第1号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣の委嘱によるものでございますが、同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対し、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定してございます。現在、本町における人権擁護委員は6名の委員で構成されており、御活躍いただいております。今回、3名の方が任期を迎えることからお諮りするものでございます。

岡本美智子氏につきましては、令和元年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。任期は3年でございます。岡本氏は那智勝浦町民生児童委員協議会会長及び那智勝浦町社会福祉協議会副会長として福祉活動に貢献さ

れているところでございます。また、地元の地域活動に貢献され、平成25年4月から現在まで人権擁護委員として御尽力いただいております。今回、人権擁護委員として今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

続いて、諮問第2号について御説明申し上げます。

〔諮問第2号朗読〕

梶信隆氏につきましても、令和元年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き推薦いたしたくお諮りするものでございます。梶氏につきましては、正念寺代表役員に就任されており、地元地区の役員及び人権相談員を務められております。今後も、人権擁護活動に御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

続きまして、諮問第3号について御説明申し上げます。

〔諮問第3号朗読〕

山口史朗氏につきましては、令和元年12月31日をもって任期満了となります東祐毅氏の後任として推薦いたしたくお諮りするものでございます。山口氏は、平成24年3月に教員を退職後、本町教育委員に任命され、教育におけるすぐれた識見をもとに教育行政の執行に御活躍いただいているところでございます。また、平成27年4月1日から平成31年3月31日まで地区の区長を務められ、現在におきましては地区の人権相談員を務められております。人権擁護に理解があり、今後の人権擁護活動に御尽力いただける適任者として推薦いたしたくお諮りするものでございます。

なお、お諮りいたしました3名の方につきましては、今回議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱により、任期は令和2年1月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 諮問第1号から諮問第3号について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

諮問第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

諮問第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第3号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時04分 散会